

# 平成29年玉村町議会第1回定例会会議録第1号

平成29年3月3日（金曜日）

## 議事日程 第1号

平成29年3月3日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 閉会中における所管事務調査報告
- 日程第 5 町長施政方針
- 日程第 6 議案第 1号 玉村町民の日を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2号 玉村町個人情報保護条例等の一部改正について
- 日程第 8 議案第 3号 玉村町地域福祉基金条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 4号 玉村町税条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第 5号 玉村町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 6号 玉村町敬老祝金給付条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 7号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 8号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
- 日程第14 議案第 9号 平成28年度玉村町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第10号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第11号 平成28年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第12号 平成28年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第13号 平成28年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第14号 平成29年度玉村町一般会計予算
- 日程第20 議案第15号 平成29年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第21 議案第16号 平成29年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第17号 平成29年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第23 議案第18号 平成29年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第24 議案第19号 平成29年度玉村町下水道事業特別会計予算
- 日程第25 議案第20号 平成29年度玉村町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第26 議案第21号 平成29年度玉村町下水道事業会計予算

日程第 27 議案第 22 号 町道路線の認定について

---

**本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

## 出席議員（16人）

1番	月田均君	2番	渡邊俊彦君
3番	石内國雄君	4番	笠原則孝君
5番	齊藤嘉和君	6番	備前島久仁子君
7番	川端宏和君	8番	島田榮一君
9番	町田宗宏君	10番	三友美恵子君
11番	柳沢浩一君	12番	浅見武志君
13番	石川眞男君	14番	宇津木治宣君
15番	筑井あけみ君	16番	高橋茂樹君

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	角田紘二君	副町長	宮川清吾君
教育長	新井道憲君	総務課長	萩原保宏君
経営企画課長	山口隆之君	税務課長	萩原正人君
健康福祉課長	月田昌秀君	子ども育成課長	齋藤修一君
住民課長	金田邦夫君	生活環境安全課長	小林賢一君
経済産業課長	大谷義久君	都市建設課長	斉藤治正君
上下水道課長	高橋雅之君	会計管理者兼会計課長	金井満隆君
学校教育課長	小板橋保君	生涯学習課長	小柴可信君

---

## 事務局職員出席者

議会事務局長	石関清貴	議会事務局長補	齋藤善彦
庶務係兼議事調査係長	松田純一		

## ○議長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 平成29年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成29年玉村町議会第1回定例会が招集されましたところ、年度末を控え、公私ともにご多用のところ、ご参集いただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

さて、今定例会は平成28年度の補正予算を初め、平成29年度の玉村町の諸施策を展開する上での根拠となる条例や予算等の議案を審議していただく大変重要な議会であります。開会後には、町長から、平成29年度の玉村町の町政運営を行う上での基本的な考え方となる施政方針が表明され、あわせてその施政方針を実現するために必要となる諸施策や予算等に関する重要な議案についても詳細な説明がなされるものと思います。議員各位におかれましては、住民の負託に応えるため、各議案に対してあらゆる角度から慎重な審議を尽くされ、適正にして妥当な議決が得られますようお願いするところであります。

また、今定例会には、12名の議員から一般質問の通告がなされておりますが、活発な議論が行われるものと期待するところであります。なお、議員並びに町長を初め執行各位におかれましては、会期長き今定例会となりますので、体調には十分留意され、臨まれますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶といたします。



## ○表彰状の伝達

◇議長（高橋茂樹君） ここで、開会の前に表彰状の伝達を行いたいと思います。

去る2月8日に開催されました全国町村議会議長会定期総会におきまして、石川眞男議員が町村議会議員15年以上在職者として全国町村議会議長会表彰の自治功労者表彰を受賞されました。

また、群馬県知事から感謝状が授与されましたので、ここでその伝達を行います。

石川眞男議員、演台の前にお進みください。

[13番 石川眞男君、演壇の前へ進む]

表 彰 状

群馬県玉村町 石 川 眞 男 殿

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられた

その功績はまことに顕著であります。

よってここにこれを表彰します。

平成29年2月8日

全国町村議会議長会会長 飯 田 徳 昭

[拍 手]

感 謝 状

石川 眞 男 殿

玉村町議会議員として地域の発展と住民福祉の増進に尽力し地方自治の振興に寄与されました。

ここに深く感謝の意を表します。

平成29年2月21日

群馬県知事 大澤 正 明

〔拍 手〕

◇議長（高橋茂樹君） それではここで、自治功労者表彰及び感謝状を授与されました、石川眞男議員からご挨拶をいただきたいと思ひます。

石川眞男議員、お願いします。

〔13番 石川眞男君登壇〕

◇13番（石川眞男君） おはようございます。今、表彰状、そして感謝状を受けたわけですけれども、その内容にどれだけ迫るものがあったかというのは、私自身いろいろ考えるところはあるのですけれども、ありがたく頂戴しておきたいと思ひます。

私の行動規範とは、考えてみますと、これは自然の摂理の中で、特に時間の経過は誰に対しても平等だと、ひとしく平等、それから人は親を選べないという、この2点を私は人生の規範にしています。1秒1秒の時間の経過と親を選ぶことができない、そのことなどが経済成長と絡み合いながら生じる社会全体の非常に格差と不公平な課題、この緩和、解消に努めるのが政治の役割ではないかと思ひています。自然との調和ではないかと思ひています。

見通しの非常に悪い時代を私たちは今生きているわけですけれども、未来を見据えながら、今を生きる人たちが元気に、そして心豊かに生き抜ける玉村町を求め続けたいと考えております。大事な3月議会の冒頭、このような配慮をしていただきました高橋議長を初め議員の皆さん、そして執行側の皆さんに感謝して、簡単ですが、挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

◇議長（高橋茂樹君） この際ですので、議会を代表いたしまして、私から一言お祝いを申し上げます。

このたび、全国町村議会議長会表彰の自治功労者表彰や群馬県知事から感謝状を授与されました石川眞男議員におかれましては、玉村町議会議員として、これまで長きにわたり地方自治の発展と住民福祉の増進のためにご尽力をいただきましたことが認められましたものであり、心からお祝い申し上げます。

石川眞男議員におかれましては、この受賞を契機に玉村町議会議員として、さらなる住民福祉の向上や玉村町の発展のために、より一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げますとともに、今後とも健康には十分留意され、引き続き住民の負託に応えるため、ご活躍されますことをご期待申し上げます。

まして、お祝いの挨拶といたします。まことにおめでとうございます。



## ○開会・開議

午前9時08分開会・開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成29年玉村町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



## ○日程第1 諸般の報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第1、諸般の報告を申し上げます。

初めに、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定による定期監査報告が、また同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告が議長に提出されております。12月から2月に実施されました監査・検査の結果につきましては、お手元に配付したとおりであります。



## ○日程第2 会議録署名議員の指名

◇議長（高橋茂樹君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第127条の規定により、5番齊藤嘉和議員、6番備前島久仁子議員の両名を指名いたします。



## ○日程第3 会期の決定

◇議長（高橋茂樹君） 日程第3、会期の決定について。

本定例会の会期につきましては、去る2月24日、議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

備前島久仁子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇議会運営委員長（備前島久仁子君） おはようございます。それでは、平成29年玉村町議会第1回定例会日程について報告いたします。

平成29年玉村町議会第1回定例会が開催されるに当たり、去る2月24日午前9時より、役場4階会議室において議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、ご報告申し上げます。

詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

会期は、本日から3月17日までの15日間といたします。

今定例会に町長から提案される議案は22議案を予定しています。

概要につきましては、まず日程1日目の本日は、常任委員長より閉会中における所管事務調査の報告があります。

次に、町長から平成29年度の施政方針が示されます。その後、議案第1号について提案説明があり、総括質疑の後、委員会付託を行います。

次に、議案第2号から議案第8号までの7議案についてそれぞれ提案説明があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、議案第9号から議案第13号までの平成28年度補正予算関係5議案について一括提案説明があり、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

その後、議案第14号から議案第21号までの平成29年度予算関係8議案について一括提案説明があり、総括質疑の後、予算特別委員会を設置し、付託を行います。

次に、議案第22号について提案説明があり、質疑、討論、表決を行い、散会となります。なお、本会議散会后、予算特別委員会が開催され、正副委員長の選出を行います。

日程2日目、3日目は、土曜日、日曜日のため休会とします。

日程4日目は、総務常任委員会が開催されます。

日程5日目は、経済建設常任委員会が開催されます。

日程6日目は、文教福祉常任委員会が開催されます。

日程7日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は6人です。

日程8日目は、午前9時開議、一般質問を行います。質問者は6人です。

日程9日目、10日目は、土曜日、日曜日のため、日程11日目は中学校卒業式のため休会とします。

日程12日目は、予算特別委員会が開催され、総務常任委員会所管の歳入歳出質疑が行われます。

日程13日目も引き続き予算特別委員会が開催され、経済建設常任委員会及び文教福祉常任委員会所管の歳入歳出質疑を行い、予算特別委員会としての討論、表決を行います。

日程14日目は、事務整理のため休会とします。

日程15日目は、最終日となり、午前11時から議会運営委員会が開催され、午後1時30分から議会全員協議会が開催されます。その後、本議会を午後2時30分に開議し、委員会に付託された議案第1号について、委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。

次に、予算特別委員会に付託された議案第14号から議案第21号までの8議案について、委員長の審査報告があり、質疑、討論、表決を行います。その後、各委員長より開会中の所管事務調査報告と閉会中の所管事務調査の申し出を行い、閉会を予定しております。

以上申し上げましたとおり、効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成29年玉村町議会第1回定例会の会期は、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から3月17日までの15日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月17日までの15日間とすることに決定いたしました。



## ○日程第4 閉会中における所管事務調査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第4、閉会中における所管事務調査報告を行います。

初めに、総務常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

笠原則孝総務常任委員長。

〔総務常任委員長 笠原則孝君登壇〕

◇総務常任委員長（笠原則孝君） それでは、閉会中における総務の所管事務調査の報告をいたします。

日時としましては、平成29年1月31日、時間は午前10時からです。行った先は、埼玉県東松山市。調査事項としましては、東松山市デマンドタクシーについてでございます。

そして、東松山市のデマンドタクシーについては、次のとおりでございます。東松山市のデマンドタクシーの概要につきましては、市内の公共交通の空白区域における移動手段を確保し、利用者の利便性の向上を図ることを目的に、市内全域で「東松山市デマンドタクシー」を実施すると、こういうものでございます。

利用者の希望は、デマンドですから、乗車場所の要望、デマンドに低料金で応じる公共交通サービスである。タクシーの車両を利用しまして、バスとタクシーの中間的な利用方法になります。バスのように乗る場所、おりる場所が定められており、途中下車や寄り道はできない。そして、タクシーのように電話で呼べば自宅前から乗ることもでき、時刻表もない。料金は車両1台の金額なので、家族・友人と一緒に乗れば割安になるということでございます。平成27年12月1日から運行を開始したそうです。

それで、利用できる人は、東松山市民。登録されている人に限るということです。中学生については、利用登録をした保護者の同伴が必要と、このようになっております。登録者が1人いれば、未登録の人も乗車可能。運行日としましては、月曜日から土曜日、日曜日・休祝日、12月29日から1月3日までは利用不可となります。

利用時間としましては、午前8時半から午後5時まで。そして、東松山市内の乗降ポイントの469カ所及び利用者の自宅前。利用は、自宅前から乗降ポイント、乗降ポイントから自宅前、乗降ポイントから乗降ポイントまでと、そのようになっています。

料金のほうは、2,000円未満のものについては500円の負担、2,000円以上3,000円未満については1,000円の負担、3,000円以上につきましては1,500円の負担ということになります。

それで、これはタクシー会社なのですが、タクシー会社が市内に4社あります。累計としまして、75台の車両で運行しているそうです。

それで、利用者は、デマンドタクシーを利用するには、事前に登録が必要だと。そして、利用登録申請書を市役所または市民活動センターに提出して登録すると。登録が終わりますと、自宅に登録者証が郵送されてくると、そういうことであります。

それから、登録者数は現在1万3,574人、平成28年9月30日現在ということでございます。

登録が一番多いのは、やはり60歳以上であって、60歳以上は72.6%、一番多いのが70歳以上の登録が52.7%というぐあいに、どうしても高齢者になっております。

そうしまして、これが平成29年の利用なのですが、9月分としましては1,710人ということで、平成27年の12月から平成29年の9月まで、これが4,407人ということでございます。

そして、市の補助額としましては4,549万950円ということでございます。

それから、乗降ポイント種類別利用件数でございますが、自宅が最も多いそうでございます。次いで医療施設、それから駅が一番多く利用されているそうでございます。

それから、2,000円未満の利用件数（デマンド料金500円区間）の利用が9割以上を占めているとのごとでございます。ですから、やはり2,000円以下の利用者が多いということでございます。

市の財政負担としましては、当初平成28年度には4,000万円の予算を措置したのですが、やはり予算が不足しまして、12月には2,600万円の補正を行ったということでございます。月平均大体550万円ぐらにかかるとのことでございます。

そのほかには、市内を3コースに分けて、以前は29便の運行を行っていた市内循環バスが、現在は利用の少ないコースの見直しを行い、22便に減らしたということでございます。

また、玉村町も考えております、運転免許証返納者については、平成26年度には125人、平成27年度は185人、そして平成28年の10月末までには199人ということでありました。ですから、この辺のデマンドの利用者のほうは、平成29年11月のデマンドタクシー利用者1,719人のうち43人が運転免許証返納者が利用していたということになります。

それから、現状の課題につきましては、毎月タクシー会社から報告書を提出してもらい、それに基づいて料金をタクシー会社に支払っているが、タクシー会社は毎月報告書を作成し、市職員については報告書の確認を行うなど、タクシー会社及び市職員の事務量は増加しているということでございます。

考察といたしましては、東松山市では、市内循環バスも運行しているが、市民の利便性のさらなる

向上を図るため、タクシーによるデマンドを実施したものであった。この方法だと、経費をかけた新システムの構築が必要なく、タクシー会社の受け付け、配車等従来どおりで運用できる利点があるということです。玉村町でも「たまりん」の時間的不便さが見受けられるため、高齢者の運転免許証返納者、障害者、交通弱者の足となり、利便性を高めるためにも、このシステムを研究していく必要があると考えております。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で総務常任委員長の報告を終了いたします。

次に、経済建設常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

石内國雄経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 石内國雄君登壇〕

◇経済建設常任委員長（石内國雄君） 経済建設常任委員長の石内國雄でございます。経済建設常任委員会の所管事務の調査報告をいたします。本委員会の所管事務調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時は、平成29年の2月3日、午前9時から11時21分まで行いました。場所は、当町の全員協議会室でございまして、町営住宅の団地等も視察させていただきました。

本委員会は2月3日、委員全員の参加のもと、都市建設課の当面の課題について調査しましたので、報告いたしますが、調査項目といたしましては、町営住宅の現状と課題についてでございます。

調査経過をお話しさせていただきます。都市建設課からの説明を受けまして、公営住宅は国や地方公共団体が住宅等を整備し、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃等で住宅を供給することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としているものでございます。

玉村町でも、こうした目的のもと、町営住宅を整備いたしました。その多くは建設されてから年数が経過し、老朽化が進んでいる現状でございます。

玉村町の現状につきまして、まず町営住宅の概要についてお話しさせていただきます。現在、町が管理する町営住宅は、次表の玉村町町営住宅一覧表のとおりでございます。現在町は12団地74棟233戸の町営住宅を管理しております。構造は木造が5団地、簡易耐火構造が7団地、構造別の戸数としては、木造が57戸、簡易耐火構造が176戸となっております。

木造の3団地及び22棟は、耐用年限を超えているため、現在は募集を停止し、居住者の退去後に取り壊しを行っているようでございます。

また、町営住宅は、昭和30年代後半から50年代までに大量に供給されたため、今後10年間の間に全ての団地で耐用年限が超過または耐用年数の2分の1を経過するため、建てかえの対象となります。町では今後適切な改善や維持管理を行うなど、耐用年限までの活用に努め、建てかえのピークを平準化していく必要があると考えているようでございます。

また、これらの建てかえや改善をスムーズに進めるために建てかえや改善の時期を告知する等、早

期からの入居者の周知が必要となると考えているとのこと。

耐用年数については、木造の住宅につきましては30年、それから耐火構造の住宅では70年、準耐火構造については45年ということで、用途廃止できる期間が国土交通大臣の定めるところとなっております。また、当町の耐用年数の経過の年数等については、下にあります表のとおりでございます。

町営住宅については、入居要件がございます。町営住宅は、低所得者の住宅不足を解消するということから、町が国からの補助を受けて整備している賃貸住宅でございます。入居要件がそのために定められております。町内に居住していることや、決められた収入金額以内であること、さらに土地・建物を所有していないこと等の要件がございます。

また、収入の状況につきましては、低所得者の方が対象ということで、毎年収入状況を調査しております。世帯の収入状況や住宅の規模等に応じて家賃を決定しております。玉村町では収入分位の低い世帯が多いということで、約8割を占めているということでございます。

収入金額が2年連続で9分位、31万3,000円以上ですが、になった場合には退去することになっているようでございます。その際は、町から通知をし、通知書を送付し、速やかに退去していただくようお願いしているということでございます。また、一定期間過ぎても退去しない場合には、家賃等を増額して請求することになっているようでございます。

今、玉村町の町営住宅の入居待ち状況でございますが、上之手第二団地、上新田団地、上茂木団地、八幡第二団地の入居待ち件数が多く、比較的新しく建てられた団地でニーズが高くなっているようでございます。

また、町営住宅には契約更新がありません。基本的には本人の申し出がない限り継続して入居できるようになっております。長期にわたり入居しているケースも多く、そのため入居者全体の三、四割は高齢者となっております。

また、入居時には税金の滞納状況等を確認しておりますけれども、入居後については確認していないということでございました。入居条件に合わなくなった場合には、町が通知等でお知らせして退去指導を随時行っているようでございます。

町営住宅の長寿命化計画を掲げておりました。計画の目的としては、公営住宅等においては、厳しい財政状況のもとで更新期を迎えつつある老朽化した大量の公営住宅等のストックの効率的かつ円滑な更新を行い、多様なニーズに対応したストックの整備を進めていく必要があると考え、そのためには公営住宅等のストックの適切なマネジメントを行う必要があると考えているようでございます。

公営住宅等の長寿命化計画の策定を求められている状況でございました。長寿命化に関する基本方針としては、ストックの状態把握と維持管理、それから長寿命化とライフサイクルコストの縮減ということについて説明がありました。

また、計画期間については、平成26年度から平成35年までの10年間。長寿命化を図るべき公

営住宅等としましては、団地住棟別に1次判定から3次判定による活用手法の選定を行ってまいりました。建てかえ、用途廃止、個別改善（長寿命化型改善）、それから修繕対応という形で行ってまいりました。

用途廃止と判定された2団地については、現在も入居者がおります。安全面からも町営住宅の変更をお願いしているということで行ってまいりましたが、建てかえと判定された2団地についても、現在新たな入居者の募集はしておらないということで行ってまいりました。その他の8団地の長寿命化を進めながら、入居のニーズに対応していくという方針となっております。

公営住宅等における建てかえ事業の実施方針としては、耐用年限を超過し、長期活用が困難な住宅、それから近接する公営住宅との調整を図る。

従前居住者の住戸確保と子育て世帯、母子世帯、高齢者世帯の割合を考慮した型別供給を実施する。ユニバーサルデザインを積極的に導入し、適正な居住水準と安全性の高い住宅設備水準を備える。駐車場は、地域の実情を考慮し、供給戸数分だけでなく、福祉車両についても確保できるように努める。

福祉施策等の連携を考慮して、設計段階において関係機関と必要な施設等の協議を行う。

環境負荷の低減や太陽光発電等の環境共生型の住宅整備に努めるという形になっておりまして、計画期間内に実施する修繕・改善事業の内容については、ここに掲げておりますが、修繕の対応、居住性の向上型、福祉対応型、安全性確保型、長寿命化型という形になってまいりました。

考察といたしまして、町営住宅の家賃は、2,900円から5万5,000円を超えるような形でありまして、入居している世帯の所得の金額により算定されております。

また、月収31万円を超える世帯で5万円を超える町営住宅家賃で入居している場合があります。入居を待ち望んでいる者がいる一方、入居要件から外れた入居者がいる実態でもありました。月の家賃が5万円を超えるというのは、町営住宅の目的である低所得者への住宅政策にそぐわない点があるのではないかと。

また、入居を待ち望んでいる者と、町営住宅入居要件の所得が超えているということですのでけれども、退去せず入居している者がいるという現状は、適切な管理で対処すべきであると考えます。

町営住宅入居後の入居資格要件の状況変化（所得制限・増築等の私有化）については、適宜的確に把握することが必要でございます。

町営住宅入居要件に該当しなくなっている者への適正な対応と、町営住宅入居基準の適正な運用が望まれます。

町営住宅は、低所得者への住居対策であり、入居要件の適切な運用や家賃設定の再検討が必要な時期ではないかと考えます。

また、町営住宅の今後のあり方について、建物の建てかえだけでなく、家賃補助の政策を空き家対策との関連で検討すべきと考えます。

以上、所管事務調査報告といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終了いたします。

次に、文教福祉常任委員会の調査研究について、委員長の報告を求めます。

島田榮一文教福祉常任委員長。

[文教福祉常任委員長 島田榮一君登壇]

◇文教福祉常任委員長（島田榮一君） 文教福祉常任委員長の島田榮一でございます。文教福祉常任委員会閉会中の所管事務調査を申し上げます。

日時は、平成29年2月13日月曜日、午前10時から午後0時30分までであります。

視察地は、茨城県猿島郡境町。

調査項目、子育て支援制度について。

出席委員につきましては、私以下全員の文教福祉常任委員、それと高橋議長、そして随行者は議会事務局長並びに係長であります。

対応者は、境町長、橋本正裕氏、副町長、信田好則氏、教育長、増田雅一氏、秘書公室長、忍田洋氏、福祉部長、台章氏、教育次長、中村幸一氏、秘書広聴課長、長野正明氏、企画経営課長、島根行雄氏、総務課長、渡辺理以上子氏、こども未来課長補佐、野口和宏氏。境町議長、倉持功氏、副議長、渡邊昇氏、教育福祉委員長、須藤信吉氏、議会事務局長、福島浩氏、議会事務局長補佐、渡辺政美氏の方々でございます。

調査結果について。境町について。境町は、茨城県西部に位置し、利根川と江戸川の分岐点として利根川随一の河岸のまちとして水運で栄えてきた歴史がある。人口は2万4,300人、面積は玉村町の倍程度である。農業を中心に発展してきたが、平成27年、圏央道の境古河インターが開通し、都心への通勤距離が短縮され、今後の発展が期待されている。

境町の子育て支援制度について。境町は、財政状況が極めて厳しい状況の中で、子育て支援を重点的に取り組んできた。財源は100%、ふるさと納税を活用している。

1. 小中学生の給食費半額（第3子は無料）
2. 紙おむつ等育児用品の購入助成（最大3万円）
3. 医療費助成対象の拡大（20歳まで）
4. 第3子以降に出産奨励金最大50万円、保育料無料。
5. 大型・新規児童クラブ新設。

1. 小中学生の給食費半額。導入の経緯と目的。境町は、子育て世代が抱えている経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備を図り、少子化対策・子育て対策を推進するため、学校給食費に対して補助金を交付する。

具体的な内容。補助方法。境町に在住で小中学校に在学する児童生徒で、第1子及び第2子に対しては学校給食費の半額分、第3子以降に関しては全額分を年度内に全額納付した保護者に対し、年度末に補助金を交付する。

対象人数。小中学生合計で1,950名（町立小中学生1,859名、特別支援学校生31名、中等教育学校生40名、その他町外小中学生20名）。

補助金交付額。平成28年9月分から平成29年3月分（7カ月分）で約3,072万円を見込んでいる。

歳入の減少に伴う財源確保。町の一般財源を使うことなく、ふるさと納税で対応している。

給食費半額の効果。子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備が図られるとともに、滞納額が減少するのではないかと考えられる。

2. 紙おむつ等育児用品の購入助成。導入の経緯。当町の人口は、合計特殊出生率の低下や転入者が転出者を下回る社会減などにより、平成7年度をピークに減少傾向を示しており、人口減少対策が喫緊の課題となっている。そのため、乳児を養育する保護者等に対し、育児用品の購入費用を一部助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子供を産み育てられる環境と次世代を担う子供の健やかな成長の促進を図ることにより、福祉の向上及び少子化、移住・定住化対策を推進し、人口減少に歯どめをかけるため、「境町赤ちゃん紙おむつ等購入費助成事業」を導入した。

実績の予算額。乳児1人につき月額2,500円のクーポン券を最大12枚、3万円分交付する事業である。平成27年度出生分。対象乳児167人。支給額263万2,500円。平成28年度出生分、平成29年1月末現在。対象乳児153人（うち転入者18人）。支給額441万5,000円（うち転入者18万5,000円）。予算額は平成28年度600万円。12月分までの執行額は495万5,000円。

クーポン券の配布方法。出生届または転入届の提出の際に子ども未来課窓口にて交付している。取扱店との協議事項及びお金の流れ。取扱店との協議事項。育児用品取扱店を個別に訪問し、助成対象商品については、まさに育児に使用する用品（育児用品コーナーにある商品）に限るとし、医薬品や日用品については対象外とすることを確認の上、クーポン券取扱店として町に登録申請書の提出をお願いしている。

お金の流れ。毎月末日締めで翌日の5日までに請求書と使用済みクーポン券を子ども未来課窓口まで持参いただき、当月内に業者指定の口座に助成代金を振り込んでいる。

3. 医療費助成対象の拡大。導入の経緯。子育て家庭等を経済的に支援するため、保険診療分に係る医療費の一部助成について、平成28年4月診療分から「マル境医療費助成事業」として、対象年齢を満15歳（中学生）から満20歳までに拡大し、医療費の助成を実施する。

実績。年齢拡大に伴う対象者数については、計1,145人で、内訳は高校生が773人、19歳から20歳の学生で372人となっている。12月末現在の申請状況は1,145人中759人から申請があり、申請率66.3%となっている。

拡大分の医療費助成金額の状況については、予算額で1,044万6,000円、4月から11月診療分までの助成額は422万4,000円となっており、財源については、子育て支援を目的とし

て寄附された「ふるさと納税」の財源を活用している。

第3子以降に出産奨励金。導入の経緯。境町赤ちゃん紙おむつ等購入費助成事業と同様に、人口減少対策として実施する事業で、第3子以上を出産した人を対象に、子育て費用として最大50万円の支援を行うことにより、経済的負担を軽減することで、急速に進む少子化に歯どめをかけ、また支給時期を6歳の誕生日までの3回として定住化対策も促進することを目的として、「境町子育て出産奨励金支給事業」を導入した。

実績。平成22年度の制度導入から現在までの実績については、平成25年度までは210人前後の出生児童数が平成26年度で189人、平成27年度で178人、平成28年度は12月末で131人と減少する中、第3子の出生児童数は35人前後と横ばいで推移しており、事業の効果があらわれ始めている。

支給額は、出生児に20万円、3歳で10万円、6歳で20万円を支給している。平成28年度は12月末で出生児の1次支給決定者が28人、3歳の2次支給決定者が33人、6歳の3次支給決定者が22人の83人に1,330万円を支給している。

大型・新規児童クラブ新設。境小学校敷地内に45人規模の放課後児童クラブが2クラブ活動できる一体型施設を建設し、児童が健やかに成長できる環境を整備。クラブ数5クラブが7クラブ。児童定員200人が255人。境町の子育て支援の拡充により、放課後児童クラブへの入会希望者が増加しており、平成29年度は約50人が入会できない可能性もあるため、ふれあいの里幼稚園跡地に臨時の児童クラブを増設予定。

境町の財政状況について。こうした施策を実施するには、それに伴う財源がなくてはならないが、境町の財政状況は、平成26年度の段階で実質公債費比率と将来負担額が北関東でワースト1位であった。実質公債費比率16.1%、将来負担比率171.5%。

そのような中、平成26年3月に現橋本町長が就任し、財政再建に取り組んだ。境町の財政改善・資金確保の方策は、一般的な歳出の削減（補助金カットや職員の給与削減等）ではなく、収入をふやす施策である。

財政再建の状況。町債残高約7億8,000万円削減（平成25年度から平成27年度）。基金、約7億円（平成25年度）から14億円（平成28年度）。ふるさと納税、5万6,000円から約17億円（平成28年）。補助金収入、約5,000万円（平成26年度）から約5億1,800万円（平成28年度）。太陽光発電収入、平成27年度3,525万円、平成28年度（4月から12月）5,178万円。

人材育成。子育て施策等、さまざまな施策をスピード感を持って実行するため、職員の民間意識を高め、町の未来を担うプロフェッショナル職員を育てる。即戦力となる中途採用を実施。職員の給与をアップ（ラスパイレス指数を92.9%から96.7%（県内最高の上げ幅））にする。女性管理職の採用、課長補佐以上、平成24年1人だったものが平成28年11人。研修・人事交流、他市や

県、国等へ職員11人を派遣している。副町長、教育長、建設農政部長、総務課長を県から招聘。民間から参与。麗澤大学地域連携センター客員研究員、株式会社電通社員、現役慶應大学生等が参与としている。

考察。今回の所管事務調査は、角田町長の選挙公約である給食費の補助について、先進的に取り組んでいる茨城県境町を視察し、子育て支援全般について行政視察した。

境町は平成26年3月、41歳の橋本正裕町長が当選してから強力なリーダーシップのもと、北関東一に悪化した財政状況の中で財政の健全化に取り組み、その中で子育て支援制度を重点課題として取り組み、新たな財源はふるさと納税等を活用していた。また、新しい施策を行う前に徹底したマーケティングを実施し、アンケート調査等によるニーズ把握も細かく行っていた。

副町長、教育長等、要職4名を県からの派遣で充て、ほかにも人事交流として11名の職員を古河市や県、国へ派遣してプロフェッショナルの職員を育てている。ふるさと納税一つとっても、平成25年度5万6,000円、平成26年度3,142万円だったものが、平成27年度8億5,974万円、平成28年度は17億円を見込んでいる。

この結果を生み出すには、並外れた努力があったものと思われる。この打ち出の小づちのふるさと納税が、このまま順調に進むものか、疑わしい部分もあり、総務省も検討を始めたようであるが、スピード感を持ってチャンスのものである努力と費用対効果を徹底的に追求する姿勢には学ぶべき点が多々あったように感じる。

当町も今後、このような子育て支援制度を充実していくためには、どこに財源を求めるか検討する必要を感じた。

以上、所管事務調査報告といたします。なお、参考となるチラシを添付しておきましたので、後でござんになっていただきたいと思っております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で文教福祉常任委員長の報告を終了いたします。

これもちまして、閉会中における所管事務調査報告を終了いたします。



## ○日程第5 町長施政方針

◇議長（高橋茂樹君） 日程第5、町長施政方針について。

これより施政方針について町長の報告を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 平成29年度施政方針を申し述べる前に、一言ご挨拶申し上げます。

このたび石川眞男議員におかれましては、全国町村議会議長会表彰における自治功労者表彰を受賞され、まことにめでたうございます。これまでのご活躍に対し、心からお喜び申し上げます。今後

とも玉村町発展のためにご活躍されますことご期待いたします。

平成29年玉村町議会第1回定例会の開会に当たり、平成29年度の町政運営に対する方針及び予算の概要につきまして所信を申し述べ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

私が町長に就任してから、早いもので1年がたちました。この間の町政運営に際しましては、町民並びに議員の皆様にご多大なるご指導、ご支援、そしてご協力を賜り、改めて厚くお礼申し上げます。

この1年を振り返りまして思うところは、時間の経過を早く感じたことです。毎日を全力で取り組み、町民の皆様が安心して生活できるよう、緊張感とともに責任を強く感じながらの1年でありました。

特に、町政運営に当たりましては、町の将来をしっかりと見据え、町民の皆様が夢と希望を持って、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、長期的な視点に立って、スピード感を持ち、全身全霊で取り組んできたところであり、今後もこれまでの姿勢を大切にしつつ、町政運営に当たってまいります。

さて、昨年を振り返りますと、平和の祭典であるオリンピック・パラリンピックがリオデジャネイロで開催され、日本人選手が過去最多のメダル数を獲得するなど、日本選手の活躍が私たちに多くの感動を与えてくれました。我々日本人にとって将来に向けて希望や夢につながる出来事であり、2020年の東京オリンピック・パラリンピックでは、さらなる活躍が期待されるところであります。

また、東京工業大学栄誉教授の大隅良典（おおすみよしのり）氏がノーベル医学・生理学賞を受賞し、日本人が3年連続のノーベル賞受賞という大変輝かしい出来事もありました。

このような明るい話題がある一方で、熊本地震や鳥取県中部地震、また多くの台風が日本列島を襲い、各地で大きな被害をもたらしました。改めて、さまざまな観点から災害対策に取り組む必要があると感じさせられた年でありました。

さて、現在、国政におきましては、「一億総活躍社会」の着実な実現に向けて、「希望を生み出す強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」のアベノミクスの新たな3本の矢を打ち出すとともに、昨年の第2次補正予算では「未来への投資を実現する経済対策」として事業規模28兆円を超える経費が計上されました。この補正予算では、一億総活躍社会の実現に向けた子育て支援や介護の拡充のほか、21世紀型のインフラ整備、英国のEU離脱に伴うリスクへの対応として中小企業・小規模事業者支援、熊本地震や東日本大震災からの復旧・復興と防災強化のための経費が盛り込まれております。安倍内閣は予算執行により、当面の需要喚起にとどまらず、アベノミクスを一層加速するとしております。

これらの経済対策には、地方経済に大きな影響を及ぼす事業も計上されており、本町におきましても経済動向に注視し、適切に対応していく必要があると考えております。

我が国の経済は、安倍内閣によるアベノミクスの取り組みのもと、雇用・所得環境が改善し、緩や

かな回復基調が続いておりますが、アジア新興国経済の失速、イギリスのEU離脱交渉の開始、アメリカ合衆国におけるトランプ大統領の就任やTPP協定の混迷など、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動が懸念され、先行きが不透明な情勢となっております。

国の平成29年度政府予算案は、施策の優先順位を洗い出し、一億総活躍社会の実現や経済再生を初め、成長と分配の好循環に向けた重要政策課題に重点を置いたものとなっております。予算規模を示す一般会計総額は、前年度当初と比較して0.8%増の97兆4,547億円で、5年続けて過去最大規模となっております。社会保障関係費は高齢化により32兆4,735億円を占め、これも過去最大を更新する中、税収は、昨年第3次補正予算により円高傾向を背景として大幅に減額されたものの、前年度当初と比較して0.2%増の57兆7,120億円が見込まれており、新規国債の発行額については0.2%減の34兆3,698億円となり、7年連続減少の財政規律に配慮する姿勢を示すものとなっております。

一方、群馬県の予算案については、大澤知事は「人づくりを初めとする未来への投資を着実に進める」とし、総額は前年度当初と比較して0.4%増の7,245億6,300万円となり、5年連続の増額予算となっております。県税収入は5.6%減の2,350億円程度となる見通しとなり、歳出については、子育てや介護などの社会保障費が5.4%増の972億円となっております。

こうした中、本町の予算案ですが、一般会計の総額は108億9,100万円となり、前年度当初と比較して2.4%の減少となっております。内容につきましては、後ほど詳しく申し上げます。

なお、本町の財政状況は、平成27年度決算において経常収支比率は、県内市町村平均90.8%に対し92.8%と依然として高率を示していますが、実質公債費比率は県内35市町村の平均7.1%に対し3.7%、財政力指数は県内市町村平均0.73に対し0.76となっており、引き続き県内自治体の中では公債費負担が少なく財政力の豊かな町となっております。

こうした中、町を取り巻く社会情勢は、人口減少・少子高齢化の確実な進行により、町税収入等歳入の大幅な増加は期待できず、歳出面では、社会保障関連経費の自然増を初め、老朽化した施設の改築や大規模な改修など、多くの財源を必要とする課題が山積しており、今後も厳しい財政運営が予想されます。そのため、中長期的な展望に立って積極的な施策を展開することにより、持続可能な財源の確保に努めるとともに効率的な行政経営に取り組み、安全で安心して暮らしやすい魅力あふれるまちを築いていく所存でございます。

それでは、平成29年度の町政運営の概要についてご説明いたします。

玉村町では、現在、それぞれ本年度からスタートした「第5次総合計画後期計画」と「玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を政策立案の両輪として町政運営を進めています。

総合計画では、本町が県央地域において県内有数の交通の利便性にすぐれた主要都市をつなぐかなめとなり、さらなる発展をしていきたいとの考えから、「県央の未来を紡ぐ玉村町」の実現を目指しています。

また、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、全国的な趨勢である人口減少に対応するため、若い人が安心して仕事や子育てができ、子供からお年寄りまで生き生きと暮らすことのできる玉村町の実現を目指しています。

新年度は、これらの計画を踏まえ、目の前の課題に着実に対応するとともに、財政状況を踏まえながら、町が将来にわたって継続的に発展できるしっかりとした土台をつくれるような事業に取り組んでまいります。

それでは、「第5次総合計画」の分野ごとに、新年度の取り組みをご説明いたします。

第1に健康・福祉分野の「子育てしやすく、健康で安心して暮らせるまち」についてご説明申し上げます。

まず、地域福祉の充実ですが、今後も引き続き、民生児童委員や社会福祉協議会を初めとする関係機関や地域との連携を密にし、地域福祉の充実を図ってまいります。

次に、子育て支援体制の充実です。共働き世帯の増加、生活習慣や男女の働き方の多様化などにより、保育の需要が依然として高いことから、延長保育や一時預かり、放課後児童クラブなど、今後も一層の充実を図り、育児と仕事の両立を積極的に支援してまいります。

さらに、子育て世代を支援するため、小学生から中学生までの給食費の一部免除を行い、働く若い世代が安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。

また、育児や家事などを支援するため、産前から使用できる無料チケットを発行するなど、産後ママヘルパー事業を推進してまいります。

次に、児童虐待防止対策事業です。少子化が叫ばれる今日、未来に輝く子供たちが自主性や人を思いやる心を養い、一人の人間として社会生活を送ることができるよう、児童虐待防止に努めてまいります。

また、子ども育成課へ相談員を配置し、要保護児童対策地域協議会との連携を強化するとともに、講演会の開催や虐待防止推進月間のPRなどの虐待防止の啓発活動を積極的に行ってまいります。

次に、高齢者福祉の充実です。国では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、重度な要介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指しております。

町としても、疾病を抱えても住みなれた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けるためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要となることから、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するための取り組みを、県や医師会等の関係機関と連携して推進してまいります。

新年度は、地域包括ケアシステム構築の核となる地域包括支援センターを、地域において、より身近で利用しやすくするため、現在の1カ所から3カ所にふやしてまいります。

また、元気な高齢者が地域の中で生き生きと自分らしく暮らすためには、生きがいの創出や介護予防の推進とともに、見守り体制の充実を図ることが重要となります。そのため、地域活動等への参加のきっかけづくりとなる講演会や、身近な地域での筋力向上トレーニングの実施のほか、ふれあいの居場所づくりを積極的に進めてまいります。

さらに、高齢者への支援として、外出時の交通手段を確保するため、75歳以上の高齢者等へタクシー料金の一部補助を実証実験として行ってまいります。

次に、障がい者福祉の推進です。障がい者一人一人が地域の中で自分らしい豊かな暮らしを続けることができるよう、相談支援体制の適切な運営を確保するとともに、自立支援法に基づく多様なサービスを提供してまいります。

新年度は、懸案となっておりました、就労移行支援等のサービスを行う「障害者福祉センターたんぼぼ」の建てかえを、運営主体となる「玉村町社会福祉協議会」が行いますので、その建設費用の一部を助成してまいります。

社会保障の充実では、国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険制度の安定した運営を図るとともに、中学校卒業までの医療費無料化を初めとする福祉医療制度を継続してまいります。

次に、保健予防・健康づくりの推進です。生活習慣病の予防対策として、特定健診を実施し、メタボリックシンドロームに該当した方等に対して、食生活や運動などの生活習慣を改善するための特定保健指導を引き続き実施してまいります。新年度は、高崎健康福祉大学との連携協力により「活動量計」を利用した運動指導と栄養指導を行ってまいります。

また、がんの早期発見・早期治療へつなげるため、胃がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの検診など、各種がん検診の受診率向上に努めてまいります。

さらに、予防接種については、受けやすい環境を整備することにより接種率の向上に努め、乳幼児や高齢者等の感染症予防対策の強化を図ってまいります。

また、3歳児健康診査では、幼児期において身体発育及び精神発達の面から、最も重要な時期であるため、医師・歯科医師等による総合的健康診査に眼科検査を追加してまいります。

次に、地域医療体制の充実です。町民の皆様が安全・安心な診療が受けられるよう、引き続き休日及び夜間における小児医療を含む救急医療体制や、休日における歯科診療体制を確保するとともに、看護師養成所の支援を行ってまいります。

第2に教育・文化分野の「心豊かな人材を育み、郷土の歴史・文化を大切にすまち」についてご説明申し上げます。

まず、幼児教育・学校教育の充実です。本町では、平成26年6月に国際教育特区の認定を受け、これを機に、各保育所・幼稚園において、外国人講師を招き、遊びを通じた外国語活動を実施するとともに、小中学校においては、全校に英語指導助手を常駐配置し、国際感覚豊かな子供たちの育成に努めているところであります。

新年度においては、全ての小学校が外国語活動における教育課程特例校の指定を受け、小学校1年生から4年生までは週1時間、小学校5、6年生は週2時間の外国語活動を実施し、さらなる英語教育の充実を図ってまいります。

また、学力向上を目指して子供一人一人にきめ細かな教育を行うため、「少人数指導たまむらプラン」を引き続き実施するとともに、補助員、介助員、スクールカウンセラーなどの活用を図り、児童生徒への教育支援の充実を図ってまいります。

さらに、変化の激しい時代の中で、子供たちが必要な資質・能力を育むためには、学校が、地域や社会との接点を持ちつつ、多様な人々とのつながりを保ちながら学ぶことのできる開かれた環境づくりが必要となることから、保護者や地域人材、大学生等による放課後や長期休業中の学習支援、体験活動の充実を図ってまいります。

なお、小中学校の学期制については、子供たちの学校生活をより充実したものとするため、現行の学期制の成果、課題、あり方について検討してまいります。

学校施設の整備では、小中学校7校の体育館に無線LANを整備し、Wi-Fi環境を整えることにより教育活動の幅を広げ、子供たちが主体的に取り組めるようICT教育を推進してまいります。また、災害時には避難所となるため、公衆無線LANとして開放できるよう環境を整えてまいります。

次に、生涯学習の推進です。地域における生涯学習活動の啓発及び推進を図るとともに、さわやか教室を初めとする町民各種講座を開催し、さまざまな分野から時代の要請に応じた学習機会を提供いたします。

青少年の健全育成では、野外活動や奉仕活動等の体験活動を通して、心身ともに健全な青少年の育成を図るため、関係団体と連携し、夏休み少年少女教室やおもしろ科学教室などを引き続き開催いたします。

次に、文化財・地域資源の保護・活用です。町における歴史と文化財の魅力を町の資産として捉え、広くアピールすることにより、町民にも観光客にも町の魅力を十分に知ってもらい、活気にあふれた町となるよう推進してまいります。

歴史資産を生かしたまちづくり事業では、各団体とも連携し、赤煉瓦倉庫・酒蔵・玉村八幡宮等を活かしたイベントなどを引き続き行うとともに、道の駅の開設により観光にも目を向ける必要があることから連携した取り組みを行ってまいります。

芸術・文化活動の推進では、文化センターで芸術展や芸能発表会、音楽フェスティバルのほか、多彩な芸術・文化事業を実施することにより、日ごろの学習成果の発表の場とすぐれた芸術に触れ親しむ機会を提供し、町民の芸術・文化に対する意識の高揚を図ってまいります。

なお、文化センターでは、本年度の外壁調査でクラックやタイルの浮きが見られ、一部補修が必要な状態となっておりますので、外壁の補修工事を行ってまいります。

次に、スポーツ・レクリエーション活動の推進です。引き続き、町民体育祭や町民スポーツ教室な

どに取り組み、町民にスポーツに接する機会を提供し、町民の健康維持の増進を図ってまいります。

第3に自然・環境・安全分野として「豊かな自然と共生する、安全で環境に優しいまち」についてご説明申し上げます。

まず、河川・水辺環境の保全ですが、町民の憩いの場としての東部スポーツ広場や水辺の森公園、板井・根石公園、五料公園を適切に管理し、町民の利用を推進します。

公園・緑地の充実では、総合運動公園や北部公園を初めとする公園については、誰もが安心して安全に利用できるよう適切な維持管理を行うとともに、地域における小規模な公園については、効果的な利活用を図るため、地域住民による協働管理を進めてまいります。

次に、環境保全・環境共生の推進です。地球温暖化の問題は、人類共通の課題として取り組まなければならない課題となっております。地域から地球温暖化を防止する取り組みとして、太陽光発電設備を設置する町民への補助制度を引き続き実施してまいります。

また、未来を担う子供たちに、環境や自然保護に関心を持ってもらう機会とするため、「環境美化ポスターコンクール」や「子供自然観察隊」についても引き続き実施してまいります。

次に、生活環境対策の充実です。公害のない良好な生活環境を維持するため、騒音測定や河川の水質分析を引き続き実施してまいります。

また、最近ではスズメバチの被害が全国的に多く見られており、本町においても安全な生活環境を維持するため、巣の駆除を行ってまいります。

廃棄物処理・活用体制の充実では、循環型社会を推進する観点から、生ごみ処理機や枝葉粉碎機の購入、古紙類の集団回収、拠点回収に対する助成を引き続き行ってまいります。新年度では、古着、雑古紙について既存の資源回収ステーションでの回収を開始し、資源化を促進してまいります。

次に、防災対策の充実です。引き続き、自主防災組織の育成や企業とのさまざまな分野における災害応援協定の締結に取り組んでまいります。町民の防災意識の向上を図るため毎年実施している防災訓練では、町内の災害応援協定を締結している民間事業者などの参加により、災害時の相互支援体制の強化を図ります。

また、災害に強いまちづくりを推進するため、町内の木造住宅について、耐震診断者を派遣し、耐震診断を実施するとともに、木造住宅の耐震改修費用の一部について引き続き助成してまいります。新年度は、経済的な耐震シェルターへの助成も行ってまいります。

さらに、新年度では、地震や風水害による自然災害への対策として、「洪水ハザードマップ」と「地震防災マップ」の見直しを行い、「総合防災マップ」を作成してまいります。

消防体制の充実では、常備消防業務について、引き続き伊勢崎市に委託し、玉村町の常備消防を確保いたします。

また、第10分団の消防ポンプ自動車は20年以上経過することから、入れかえを行います。

次に、防犯体制の充実です。県内では刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、凶悪事件の発生な

ど治安の悪化が深刻な問題となっており、町内においても住宅を狙った侵入盗や車上狙いなどによる被害が多発しております。そのため、各小学校や県立女子大学の周辺に防犯カメラを15基設置し、犯罪の抑止を図るとともに、地域における自主防犯組織の活動を積極的に支援してまいります。

次に、交通安全対策の充実です。町内の昨年1年間の交通事故発生件数は184件で、対前年比では40件の減少となりました。引き続き交通安全施設の充実に努めるとともに、高齢者や子供の交通事故防止のための啓発活動や危険を予知させる「スケアード・ストレイト方式」の交通安全教室などを行い、交通事故の減少と防止に努めてまいります。

また、中央小学校区においては、中央児童館南側の通学路を利用する児童の安全を確保するため、調査を実施してまいります。

第4に産業・経済分野として「地域経済が元気で就業機会に恵まれたまち」についてご説明申し上げます。

まず、時代をリードする農業の振興ですが、オープンから3年目を迎える道の駅「玉村宿」では、出店者との協力体制を構築するとともに、売り上げや利用者の増加へつながる工夫したイベントを積極的に開催してまいります。

また、高速道路からの一時退出が可能な「賢い料金」事業で道の駅玉村宿が試行的に活用されることを受けて、高速道路利用者へのサービスも充実させ、さらなる利用促進を図ってまいります。

さらに、地域おこし協力隊員を受け入れし、特色のある商品開発やイベントを企画することにより、情報発信や交流拠点として強化を図ってまいります。

また、農業振興につきましては、本年度に策定する「農業振興地域整備計画」により、計画的な農地の利用と保全を図るとともに、農業関係機関と連携して、野菜園芸農家など意欲のある農業者や法人等を引き続き支援してまいります。

さらに、有機農業に取り組む農業者を対象に勉強会を開催するなど、環境や食の安全に配慮した農業を推進してまいります。

施設整備では、安定した農業用水の確保を行うため、用水路の機能調査や水門の補修工事を行ってまいります。

次に、活力ある工業、魅力あふれる商業の振興です。企業誘致を促進し、産業の振興、雇用機会の拡大を図るため、引き続き企業立地促進奨励金制度により、町内へ事業所を新設、移転または増築する企業を支援いたします。

さらに、町内で創業するため、町指定の融資を受ける際に支払う保証料の2分の1と支払利息を補助する創業者融資事業により、地域経済の活性化と雇用の拡大に努めてまいります。

また、町内の中小企業者が、みずから行う新製品・新商品に関する開発で、事業化と市場性が見込まれる事業に対して、県とともに支援してまいります。

安全・安心な消費生活の確立では、町民の皆様が安全に安心して暮らせる地域社会づくりを目指し

て、地域の皆様との連携を深めながら振り込め詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺・悪質商法を排除するとともに、自立した賢い消費者の育成に消費者行政の分野から力強く取り組んでまいります。そのため、町消費生活センターにおいて、より充実した相談体制を構築するとともに、引き続き被害防止のための消費者啓発事業を積極的に実施してまいります。

次に、観光による地域振興です。年々人気が高まっている花火大会や歴史資産などの観光資源のPR活動や観光ボランティアガイドの体制を整え、ツアーなど独自の観光事業を展開してまいります。

さらに、東京圏を対象に東京都銀座にある「ぐんまちゃん家」を拠点として町の魅力を情報発信するとともに、道の駅玉村宿と連携し、本町への誘客を促進して交流人口の増加につなげてまいります。

また、「ばらを活かした特色のあるまちづくり」を進めている自治体で組織する「ばら制定都市会議」が平成30年度に予定されておりますので、会議開催に向けて、北部公園ばら園の整備などの準備を行ってまいります。

第5に都市基盤分野として「コンパクトで利便性と快適性が高いまち」についてご説明申し上げます。

まず、快適な生活を支える総合的な土地利用の推進です。役場周辺地区の機能の充実を図るため、「世代交流多目的施設」については、本年度に策定した公共施設等総合管理計画を踏まえ、周辺施設との複合化や財源等について検討しながら基本構想を策定してまいります。

また、町内の各地域においても、地域ごとの現状や課題に対応していくため、新たな公共用地の取得について、その活用方策や必要性について検討を行ってまいります。

魅力ある市街地の形成では、人口減少に歯どめをかけるための定住促進対策として、文化センター周辺地区の土地区画整理事業に取り組んでまいります。平成30年3月には、第1期分の造成工事を完成させ、分譲業者へ引き渡しを行ってまいります。

また、景観まちづくり事業では、本町の貴重な自然資源と歴史資産を保全するとともに、住みたくなる町並みづくりを実現させるため、景観計画を策定してまいります。

次に、機能的な道路網の形成です。東毛広域幹線道路のアクセス道整備として町道220号線の整備や地区要望等による既存町道の補修を行うほか、橋梁長寿命化も含めた道路整備を引き続き行なってまいります。

また、都市計画道路と六分前橋線の利根川への架橋を促進してまいります。新橋建設は、河川で分断されている県央南部の一体性を確保できるインフラ整備となるため、当路線の整備による費用便益分析を行うとともに、貨幣換算できない効果など定性的な分析も実施し、その効果、影響及び必要性について調査を行ってまいります。

公共交通の整備では、引き続き前橋市と共同により乗合バス路線の運行を行ってまいります。なお、乗合タクシー「たまりん」は、実証実験として行う高齢者等へタクシー料金の一部補助を実施してまいりますので、その利用状況を見ながら運行の見直しを行います。

次に、水の適正利用と上水道の整備では、上新田、下新田、川井、下之宮及び箱石地区の老朽管の更新など管網整備を進めるとともに、安全で安定した水の供給に努めてまいります。

公共下水道事業では、下新田及び福島地区、特環公共下水道事業では、樋越、板井、南玉、下之宮、飯倉及び五料地区等の管渠築造工事を実施し、平成29年度末の普及率80%を目標に積極的に整備を進めてまいります。

また、平成32年4月から公営企業会計へ移行するため、準備作業を行ってまいります。

第6に協働・行財政分野として「地域力を発揮する、住民主役のまち」についてご説明申し上げます。

まず、住民自治のまちづくりの推進ですが、住民主体のまちづくり活動を推進するため、住民活動サポートセンター「ぱる」を中心にNPOやボランティアなど、町民活動団体への支援を引き続き行ってまいります。ボランティア団体や個人が気軽に立ち寄り、情報交換などの連携を図るとともに、交流会を開催し、活動しやすい環境づくりを進めてまいります。

また、「岩倉自然公園水辺の森」では、住民参加型の自主活動により森の保護活動や子供たちを初め多くの町民が森と触れ合う機会の提供が行われており、引き続き活動団体への支援を行ってまいります。

コミュニティの育成では、自治会や町内会等の住民組織が活動の拠点としている地区公民館等の施設整備事業に対し、その工事費の一部を助成してまいります。

また、町内の手入れの行き届いた自宅等の庭を一般公開するオープンガーデン事業では、ガーデニング実践者のコミュニティの構築を図るとともに、観光資源として誘客を図ってまいります。

次に、地域間連携・交流の推進です。友好交流都市となっている長野県山ノ内町や茨城県茨城町、群馬県昭和村と今後も文化、教育、経済など幅広い分野で連携して交流事業を進め、それぞれの自治体との友好関係をさらに発展させてまいります。

また、「連携協力に関する包括協定」を締結した県立女子大学と、これまでさまざまな分野で多くの成果を上げてまいりました。昨年は上武大学、今年1月には高崎健康福祉大学と「連携協力に関する協定」が締結されています。これらの大学とも教育、健康づくり、スポーツなど、まちづくり全般にわたる連携協力を積極的に行ってまいります。

国際交流の推進では、在住外国人に対しての支援活動を行うとともに、心通い合う多文化共生社会の実現に向けて、国際交流協会を支援してまいります。

また、外国の生活や文化に触れることにより、次代を担う国際感覚豊かな広い視野を持つ青少年の育成を図るため、アメリカ・エレンズバーグへの中学生海外派遣事業を引き続き実施してまいります。新年度は、ホームステイ受け入れ先であるエレンズバーグのボランティアやその家族を招致し、日本や玉村町の文化や生活を体験してもらい、相互交流を深めてまいります。

次に、人権の尊重です。人権に対する意識啓発を進めるとともに、全ての人が個人として尊重され

る社会を目指し、人権教育や啓発活動を推進してまいります。

次に、行政改革の推進です。人事評価制度の本格実施により、地方公務員としての資質の向上を図るとともに、能力開発や意欲の向上を図るため、効果的な職員研修に取り組んでまいります。

次に、健全な財政運営では、収納率の向上やふるさと納税の奨励、企業誘致による新たな税財源の確保を図るとともに、公共施設で使用する電力について小売電気事業者から供給を受けるなど、経常経費の抑制により健全で持続可能な財政運営に努めてまいります。

そのほか、各分野にまたがる事業として、平成29年度は、昭和32年に現在の町制が施行されてから60周年という節目の年を迎えることから、この記念すべき「町制施行60周年」を町民の皆様とともに祝い、先人が築き上げてきた過去の歴史をしっかりと振り返り、その礎の上に未来に向けて、より魅力あふれる玉村町を次の世代へつないでいくため、8月1日を「たまむら町民の日」と定め、同日に「町制施行60周年記念式典」を開催してまいります。そのほか、記念事業としてNHKの公開番組やコンサートなども予定しております。

また、人口増加に向けた事業として、「玉村町版生涯活躍のまち推進事業」「空き家対策事業」を実施してまいります。「玉村町版生涯活躍のまち推進事業」では、東京圏からファミリー層やシニア層が集まり移住する「生涯活躍のまち」の実現を目指して、町内及び周辺地区の起業の求人ニーズ、東京圏の若者やシニア層の転職・移住に関するニーズなどを把握し、本町にふさわしい「生涯活躍のまち」の構想及び事業計画を策定してまいります。

また、「空き家対策事業」ですが、適切に管理が行われていない空き家が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことから、空き家の所在把握と所有者等へ意向調査を実施し、その利活用などを調査してまいります。

平成29年度の予算編成は、2年目を迎える「第5次総合計画後期基本計画」「玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に推進し、限られた財源で町の活力を高めるため、重点分野に沿ってメリハリのある予算編成を行いました。その結果、一般会計の総額は108億9,100万円となり、前年度当初と比較して2.4%の減少となっております。

歳入面では、前年度と比較して、その根幹となる町税収入については、ほぼ同額の44億5,049万1,000円、地方交付税についても同額の12億4,000万円を見込みました。地方債については、臨時財政対策債を5億1,450万円、町道220号線道路改良事業に8,380万円、橋りょう長寿命化修繕事業に1,050万円、消防ポンプ自動車の購入事業に2,280万円を予定し、全体では前年度対比6.0%減の6億3,700万円を見込みました。また、財政調整基金の取り崩しは23.0%減の6億7,000万円とし、財源確保を図りました。

歳出面では補助費等、繰出金が増加しており、義務的経費では中央小学校大規模改造工事などの起債償還が始まることにより公債費が増加し、前年度対比0.9%増の45億2,911万2,000円となりました。また、投資的経費については、文化センター周辺土地区画整理事業の整地工事が完成

したことなどにより前年度対比29.7%減の10億3,007万7,000円となりました。

なお、国民健康保険特別会計を初めとする6つの特別会計の予算総額は85億3,814万6,000円、企業会計である水道事業会計予算は9億2,079万6,000円となり、一般会計を含めた全会計における予算総額は、前年度当初と比較して0.8%減の203億4,994万2,000円となっております。各会計の詳しい内容につきましては、それぞれの予算案の中でご説明させていただきます。

以上、平成29年度の町政運営について、私の所信の一端を申し述べました。

新年度におきましても、依然として厳しい財政運営が予想されますが、一つ一つの施策を着実に進め、町民の皆様が「この町に生まれてよかった」「この町に住んでよかった」、そして「これからも住み続けたい」と思える、安全で安心して暮らしやすく、将来に希望が持てるまちづくりを全力で推し進める決意であります。

町民並びに議員の皆様には、より一層のご支援とご協力をお願いするとともに、本定例会にご提案申し上げております平成29年度予算案を初め、各種案件につきましては、十分ご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で町長の施政方針の報告を終了いたします。

なお、町長の施政方針に対する一般質問の通告をされた議員には、質問の要旨を3月6日午前9時までに議長に提出してください。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

◇議長（高橋茂樹君） 休憩いたします。11時5分に再開いたします。

午前10時49分休憩

\_\_\_\_\_

午前11時05分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

## ○日程第6 議案第1号 玉村町民の日を定める条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第6、議案第1号 玉村町民の日を定める条例の制定について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第1号 玉村町民の日を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

平成29年8月1日に町制施行60周年を迎えます。そのことを記念いたしまして、「玉村町民の日を定める条例」を制定するものです。

条例制定の目的は、現町制の施行日である8月1日を町民の皆さんが郷土の歴史を振り返り、玉村

町への愛着と理解を深め、もって自治の意識を高めるとともに、将来にわたって豊かな福祉社会の実現を期する日とするためです。

なお、町民の日には、町有施設の使用料について一部を免除いたします。

該当施設については、社会体育館、海洋センター、老人福祉センターなどを予定しております。

よろしくご審議の上、ご議決をお願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第6、議案第1号 玉村町民の日を定める条例の制定については、総務常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は総務常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。



## ○日程第7 議案第2号 玉村町個人情報保護条例等の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第7、議案第2号 玉村町個人情報保護条例等の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第2号 玉村町個人情報保護条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

今回、玉村町個人情報保護条例及び玉村町個人情報保護条例の一部を改正する条例の2つの条例の一部をあわせて改正するものでございます。2つの条例のもととなっております法律、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正となったため、所要の改正を行うものです。

内容としまして、マイナンバーの情報の提供には、法により制限が設けられておりますが、今回の関係法律の改正により、地方公共団体が条例で定める独自利用事務もネットワークシステムを利用した情報連携が可能となったため、関係する条項への準用規定の盛り込み、条ずれの修正や対象項目の

追加などを行うものです。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第 8 議案第 3 号 玉村町地域福祉基金条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 8、議案第 3 号 玉村町地域福祉基金条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 3 号 玉村町地域福祉基金条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本条例は、平成 3 年に国の高齢者保健福祉推進特別事業により制定され、地域福祉基金を設置する経費については、地方交付税により措置されたものでございます。

本条例の基金は、国の通知により、高齢者等の福祉の増進を図ることを大きな目的としておりますが、広く障害者及び児童の保健福祉等、地域福祉の増進のために活用できるものとされております。

つきましては、本基金についても高齢者福祉に限らず、広く活用できるよう、条例の規定を改めるものでございます。

また、本定例会に上程いたしました平成 29 年度一般会計予算では、「障害者福祉センターたんぼ

ば」の建てかえに伴う町補助金の財源として、本基金の繰り入れを計上させていただいておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 1つ聞きたいのですが、玉村町地域福祉基金の基金の残高について今幾ら残高があるのか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 現在1億2,300万円ほどございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

## ○日程第9 議案第4号 玉村町税条例等の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第9、議案第4号 玉村町税条例等の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第4号 玉村町税条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日付法律第13号及び平成28年11月28日付法律第86号で公布されたことに伴い、玉村町税条例等の一部を改正するものでございます。

今回の改正の概要ですが、消費税率引き上げの延期に伴う法改正による規定の整備を行うものです。

町民税に関する改正ですが、住宅ローン控除制度の2年延長と延滞金に係る法改正に伴う規定整備及び法人税の制限税率を12.1%から8.4%に改正するものです。

次に、軽自動車税に関する改正ですが、1点目が平成28年度限りであったグリーン化特例制度を1年間延長することに伴う改正になります。

2点目は、自動車取得税が廃止され、新たに「環境性能割」が創設され、「軽自動車税」の名称を「種別割」と変更するものです。

なお、この改正は、平成29年4月1日施行予定でしたが、消費税率引き上げ時期が、平成31年10月1日に延期されたのに伴い、施行期日を附則で定めるものです。

以上が、主な条例改正の内容でございます。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

11番柳沢浩一議員。

〔11番 柳沢浩一君発言〕

◇11番（柳沢浩一君） わからないものですから、聞くのですが、種目別にするという事は、つまり軽自動車の範疇が、いろいろな種類がふえてきたと、こういった意味も含めて、もっと細分化して確定すると、こういうことなのでしょう、わからないので。

◇議長（高橋茂樹君） 税務課長。

〔税務課長 萩原正人君発言〕

◇税務課長（萩原正人君） こちらのほうにつきましては、自動車税等含めて軽自動車について種目別ということで、含めて税法のほうで規定するという事です。ですから、あくまで普通自動車税と軽自動車税は別々の税金だったのですけれども、種目別ということで、一括して税のほうで規定されたということです。

◇議長（高橋茂樹君） 11番柳沢浩一議員。

〔11番 柳沢浩一君発言〕

◇11番（柳沢浩一君） 今聞いたのだけれども、ちょっとよくわからないのだけれども、もう少しかみ砕くことはできませんか。

◇議長（高橋茂樹君） 税務課長。

〔税務課長 萩原正人君発言〕

◇税務課長（萩原正人君） 済みません。上位法のほうで種目別というふうに軽自動車も含めた形で改正されたということです。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第10 議案第5号 玉村町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第10、議案第5号 玉村町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第5号 玉村町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、制度改正に伴い、主任介護支援専門員の更新制が導入されたことに伴い改正が必要になったものでございます。

主任介護支援専門員につきましては、多職種との連携や介護支援専門員などへの助言等、地域包括ケアシステムの構築に向け、今後求められる役割が、これまで以上に大きくなることを見込まれております。継続的な知識や技術等の向上を図るとともに、さらなる資質の向上を目的といたしまして、5年ごとの更新制が導入されたものです。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第 11 議案第 6 号 玉村町敬老祝金給付条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 11、議案第 6 号 玉村町敬老祝金給付条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 6 号 玉村町敬老祝金給付条例の一部改正についてご説明申し上げます。

改正の内容といたしましては、平成 29 年度から満 90 歳となった方に給付しておりました祝金「3 万円」を「2 万円」に減額するものです。

敬老祝金につきましては、今後ますます進む超高齢化社会において、個人への給付ではなく、安心して生き生きと長生きができる支援が大切であり、ふれあいの居場所づくりや筋力向上トレーニング事業などの施策を積極的に進め、健康寿命をできるだけ延ばすことで、高齢になってもその人らしく、生き生きと住みなれた地域で末永く暮らし続けていただくための体制整備を進めてまいりたいと考えております。

さらに、平成 37 年に団塊の世代が 75 歳以上となり、介護の需要がさらに増すことが見込まれて

いることから、地域の助け合いや見守りなどを積極的に行うための地域づくりが大変重要になると考えております。

このような状況から、町といたしましても超高齢社会を見据え、近隣市等との状況も踏まえ、提案をさせていただくものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） 1つ伺います。

年間で90歳の敬老祝金をもらう方というのは何人ぐらいいらっしゃいますか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 本年度におきまして90歳になられた方は102名おります。その方に支給しております。過去を申し上げますと、平成26年度では73人、平成27年度では92人でございます。今後につきまして、せっかくですので、申し上げますと、平成29年度では、今の段階で95名となっております。次年度、平成30年度を今の段階で申し上げますと、121人、次は129人、徐々に高齢化になっているというのは言えると思います。よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

1番月田 均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） 金額が3万円から2万円ということなのですが、過去の変化はどうなっているのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 過去には、平成26年度、2年前ですか、80歳になられた方、1万円だったのですが、それを削除させていただきました。それと、100歳到達者30万円だったのを10万円に減額させていただいたという経緯がございます。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 敬老祝金ということですから、お祝いをする、やはり気持ちが大事だ

と思うのです。3万円を2万円にして、100万円ちょっとの経費削減になると、わからないわけではないのですけれども、そんなことを1万円を減らす、今の状況の中で、なぜそういうことを考えつくのか、ちょっとわからないのですが、その辺町長に基本的な考え方をお伺いします。

もう一点、近隣市との兼ね合いも考えてということですが、高崎市、伊勢崎市、前橋市、それぞれの給付の状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

以上2点、お尋ねいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 近隣市のほうが、いろいろあるわけですが、比べて2万円でも、さほど差しさわりがいいのではないかとというような額でございます。3万円を何で2万円にするのだというようなことでございますけれども、健康寿命を今後延ばしていくということで、高齢者が健康で長生きをするというのが、今後ますますそういうような方向で町も進んでいきたいということでありますので、高齢者が健康で長生きをするというのは、考えようによっては、普通の世の中になってくるのではないかとこのように思います。そういうような意味におきましては、3万円が2万円でも、お祝いとして気持ちは差し上げられるのではないかとこのように判断でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 近隣市の状況を具体的に申し上げたいと思います。

前橋市では80歳に1万円、88歳で1万円、90歳または99歳で1万円、100歳が5万円ということでございます。

高崎市におきましては、88歳で2万5,000円、100歳で7万円、100歳以上5万円でございます。

伊勢崎市におきましては、90歳2万円、100歳1万円、101歳以上が5万円、そのような状況になっております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 全国的な流れは、確かに引き下げるような方向にいつているようですが、かなりの政策的な判断で、下げないで頑張っているところもあるわけですね。100万円ちょっとだからどうのこうのということではありませんけれども、やはり介護とか、そういうことについて居場所づくりとか、いろいろ事業を展開するのに、そちらのほうに向けたらどうだという考え方も全くわからないのではないのですが、その減らした気持ちが、本当に今までの、そういった事業に反映されるのかどうか。今度の予算案の中にも、そういう気持ちが込められているのかどうか、その辺

をお尋ねいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 特に居場所づくりは、今後地域包括ケアシステムの中で大変重要なものと私自身認識しております。現在の35カ所をさらに進めていきたいというふうに思っておりますし、それに伴い補助が出ておるわけでございますけれども、そういうような形でも高齢者に対して今後政策的にも暮らしやすく、そして長生きをするのに心配なくできるというような方向にお金を使っていきたいという気持ちは十分持っております。

今回、例えば100万円がどこに入るかというのは、特別には考えておりませんが、今後若い人、若い人というようなことだけでなしに、現在の高齢者も安心して暮らせるようなまちづくりをしていきたいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 敬老祝金の気持ちが大事だと思うのです。お話の全体の流れとしては、こっちのお金がどんどんかかるから、そっちをしっかりとやっていくということなのですが、その辺を町民の皆さんにしっかりと説明していただきたい。そうでないと、町長はたかだか1万円、2万円を、3万円を1万円削ったと、何かそういう話のほうがひとり歩きするおそれもありますし、近々長寿会の総会もありますので、その辺改めてさまざまな施策の展開を強めていくということにお答えをいただけませんかでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） ちょっと済みません。最後の、何をどういうふうによれということで、もう一回、済みませんです。

◇議長（高橋茂樹君） 同じ質問を再度。

14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 展開していた、いろいろな居場所づくりとか、老人のケアについて展開をしているわけですが、町民一般から見ると、3万円を2万円にしたと、1万円けちってしまったというふうな話のほうが先行すると思うのです。そうした中に我々も、何でそんなことを、1万円ぐらいのものをどうのこうのという話にならないように、町としてもさまざまな施策を強烈に展開しますというふうに答弁をいただきたいということで、私たちもお年寄りの皆さんにしっかりと説明ができるような形で答弁をいただきたいと、こういうことです。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

[町長 角田紘二君発言]

◇町長（角田紘二君） ただいまのご指摘のとおりでございます。長寿者に対する、この気持ちは変わらないのでありますけれども、いろいろなものを考えて施策をやっていきたいという思いでありますので、議員がおっしゃるように意思が通じるような形で、そのときそのときにお話をして、ご理解を得たいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○日程第 12 議案第 7 号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 12、議案第 7 号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 角田紘二君登壇]

◇町長（角田紘二君） 議案第 7 号 玉村町小口資金融資促進条例の一部改正についてご説明申し上げます。

条例の一部改正の概要を申し上げますと、小口資金融資促進条例では、群馬県小口資金促進制度の要綱に基づき、融資期間を運転資金につきましては 6 年以内、設備資金については 8 年以内と定めております。

国内の景気も回復傾向にはあるものの、中小企業にとっては、いまだ厳しい状況が続いているのが現状でございます。そのような状況の中、県内の企業の借入金の返済負担を軽減させることを目的に、

融資期間の延長ができる特例措置が来年度もさらに1年間継続実施されることとなりました。

また、昨年 の 第1 回定例会において、条例第3条の規定を当面適用しない旨を附則第4項に追加しましたが、条例第3条は第2号及び第3号の規定が当面適用しないことになることが判明しましたので、今回あわせて修正するものでございます。

これらは群馬県小口資金促進制度の要綱の改正に合わせ、玉村町小口資金融資促進条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ○日程第13 議案第8号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第13、議案第8号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第8号 玉村町報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、新設された農地利用最適化推進委員の報酬を定めるとともに、農業委員及び最適化推進委員の報酬に充てるため、新たに措置された農

地利用最適化交付金を反映した報酬を支給するために必要な改正をするものです。

概要を申し上げますと、農地利用最適化交付金とは、農業委員及び最適化推進委員の積極的な活動を推進するため、農地集積や遊休農地解消等の活動・成果に応じた手当を基礎的な報酬に上乗せして支払う役務の対価として国庫で予算措置されたものであります。

条例で定める上限額は、基礎的な固定額の報酬月額と、最適化交付金の最高額を足した月額であります。

なお、最適化交付金は、年間の実績に応じ、交付金額が確定してから支給するものであり、100%国費で賄うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

◇5番（齊藤嘉和君） ちょっと聞かせてもらいます。

この議案書のほうにとじられている改正案、現行が左にあって、右に改正案がある、この文書について、左では現状の年額は幾らということではっきりうたってあるわけです。そして、右は月額幾らで、その下に町長が別に定める額、そのことが書いてあるのですけれども、その意味についてと、この月額の金額はどういうところから、こういった数字が出ているのか、この表については、そのことを聞きます。

それと、もう一点は、今の町長の提案理由の説明にもあったのですが、最適化の交付金、国庫の支出金については、新年度予算書には、ちょっと私が見た限りはなかったのですが、今、町長の説明を聞くと、年間終わってから交付されるということらしいのですが、そうすると支払い方法が、この1枚紙でもらった紙を見ますと、基礎報酬額と最適化交付金をプラスしたものが農業委員さんの、また最適化推進委員さんの報酬になるということで、そうすると、この基礎報酬額というのは、これは会長以下月額がはっきり示されているわけですが、その最適化推進委員についてというのは、また年度末が終わって、国からの金が入り次第、別途一括支払いとか、その支払い方法にはどんな形になるのか、そういった点、ちょっとお聞きをします。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 農業委員の報酬についてお答えをしたいと思います。

条例案の中で町長が別に定める額というふうに定めておきまして、前に配布をさせていただきました規則の案というところで、第2条のところなのですが、規則の別表に定める基礎報酬額プラス農地利用最適化交付金の額を実際もらえる額、国から300万円なら300万円もらえるというこ

とになったら、それを16で割るといような形でございます。そして、もらえる額については、担い手への農地の集積ですとか、遊休農地の解消ですとか、そういったことで、町全体を点数で評価されまして、それによって満額ですと、1人当たり4万6,000円ほど最適化交付金が来ることになります。それは月額の話ですけれども、満額で4万6,000円ぐらい上乘せが出そうだという話で、条例上は、その最高額を一応出せる範囲として定めております。実際には、町全体の成績によって半分程度ということになる可能性もございます。予算上では半分強ぐらいを計上しております。その成績が判明したときに、もしオーバーするようであれば補正をさせていただくこともあり得ると。ただし、その分は全て国費で賄うといようなことになっております。

それで、この条例の支払い方法につきましては、基礎報酬額につきましては、毎月払うといような形にしておりまして、その成績によって加算される最適化交付金につきましては、結局年度末にならないと数字がわからないものですから、そのときに国からもらえる額が確定したら、それを分割して皆さんにお支払いすると。ただし、払うのは4月とか、そういう最後になってしまうと思うのですけれども、一応月額に分ということにさかのぼった形で一括交付するといような形になろうかと思っております。

以上、よろしくお願いたします。

◇議長（高橋茂樹君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

◇5番（齊藤嘉和君） 今の答弁で大体わかるのですけれども、議案書の中の改正案というところで、町長は別に定めるが、この上の月額、会長の報酬額でいいますと、月額8万1,800円から最適化推進委員までの6万4,900円、この数字の根拠といえますか、この示し方といのはどういものですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 条例案の中にあります、まず現行のところというのが、会長が43万8,600円から委員の23万5,300円までであると思うのですけれども、こちらにつきましては現行の額ということでございます。そして、最適化交付金が加算されるのは、農業委員の改選によりまして、推進委員も含めて人数がふえたりすることがありますので、その分は従来の報酬の範囲にするという、そういう原則がございます。そんなものですから、今まで15人でもらっていた分を16人でもらうということになりますので、1人分ふえるということになりますから、その分を平均で皆さんから減額をさせていただいております。それが基礎額ということで、算定したものでございます。

ですから、会長とか、副会長は、一番基本的なところの額よりも同じ比率で額は上がっているのですけれども、そういった形で基礎額を定めさせていただきまして、それは今までと財源としては同じ

と、総額としては変わらないという形に設定してありまして、その後成績による最適化交付金の分を配分するという形でございまして、それが町長が定める額というところでいきますと、例えば一般の委員の場合に月額で1万8,400円というのが、その16分の1削った分の金額になるのですが、それに対して先ほど申し上げましたように成績が満点の場合に4万6,000円ほど追加になる可能性があるということで、その1万8,400円に4万6,500円を足すと6万4,900円というような上限が出てくるという形になっております。

◇議長（高橋茂樹君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

◇5番（齊藤嘉和君） それで、これはあれですか、この議案書のような改正案のところの規則にしないで、改正案のところに、これは載つけることはできないから、こういう別な紙で、規則という形で、条例改正は条例改正で書いて、また規則ということで、こういうふうな1枚紙が出たのかなと思うのですが、これは条例改正の中には載つけられないと、こういうことですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） まず、以前のように年俸幾らということで、はっきり決まっているものにつきましては、従来のでよかったかと思うのですが、今回の場合には成績による加算の状況が変動するというような形で、町長が別に定める額というふうにさせていただいて、具体的なことにつきましては、規則のほうで定めるというように形にさせていただきました。規則のほうでも余り具体性はないような感じにはなっておりますけれども、実際には補助金申請をするときの計算式までは、ちょっと表記できなかったものですから、このような形にさせていただきました。よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 今のことなのですが、条例とすると、別に定めるということになれば明確になる必要があろうかと思えますし、報酬が何か変動するというような形の条例というのは、何かつくり方がおかしいような感じがするのです。そこに従事する方に対しての、仕事をしていただいた方に対しての報酬ですから、時間を割いたりしていただいたときの報酬ですよね。成績とかなんとかというのは、また別の枠の話ですから、条例を定めるときに、ここところが、例えば全部「以内」と書いてあります。「限度とする」とか、「以内」ということなので、町長が別に定める額とかというのはあえて要らないような気がしますし、何かつくるのであれば細かく、今説明したようなものがしっかりと注意書きにあるとか、何項目のところにあるべきだと思うのですが、その辺のところはいかがでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 確かにはっきり幾らと書けるのが一番最適だというふうには思っておりますけれども、以内というのが現状、実情だというようなことでございますので、以内というふうに定めさせていただきまして、町長が別に定めるという表現は、それが無いとどうやって、これだけでも、どうやってというのはわかりにくいかもしれないのですけれども、その辺が表記をさせていただいたというようなことでございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第14 議案第9号 平成28年度玉村町一般会計補正予算（第4号）

○日程第15 議案第10号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○日程第16 議案第11号 平成28年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○日程第17 議案第12号 平成28年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第2号）

○日程第18 議案第13号 平成28年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第14、議案第9号 平成28年度玉村町一般会計補正予算（第4号）から日程第18、議案第13号 平成28年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

までの5議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第9号から日程第18、議案第13号までの5議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第9号 平成28年度玉村町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から4億9,552万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を110億3,321万8,000円とさせていただくとともに、繰越明許費及び地方債の追加をさせていただくものでございます。

まず、歳入歳出予算の補正内容については、年度末ということで、全体的には事業費の確定、入札差金及び各種経費の節約による減額等でございますが、一般の寄附金については、福祉のために5件、2,020万7,000円、交通安全のために1件、3万円をいただきましたので、それぞれの用途への充当、また基金へ積み立てをさせていただく予定でおります。また、児童館空調設備新設事業については、実施設計が完成しましたので、工事経費として2,160万円を追加するものでございます。

以上により、財政調整基金からの繰入金は4億円が減額となり、今年度は約4億7,000万円を取り崩すことになる予定でございます。これにより、平成28年度末の財政調整基金残高は約13億6,000万円程度となる見込みでございます。

なお、繰越明許費の追加については、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業、町道220号線道路改良事業、文化センター周辺まちづくり事業など、それぞれ今年度中に予定していた事業が完了しないことが見込まれることから翌年度に繰り越すものでございます。また、児童館空調設備新設事業につきまして、これから工事を発注し、工期の確保が必要となりますので、翌年度に繰り越しをさせていただくものでございます。

なお、地方債の変更につきましては、それぞれの事業費が確定したことに伴う減額でございます。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。

議案第10号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,363万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億4,770万1,000円とさせていただくものでございます。

補正の内容といたしましては、歳入の主なものとして、療養給付費等交付金を4,837万2,000円、県支出金を922万8,000円、諸収入を2,550万円増額し、国民健康保険税を1,050万円、国庫支出金を3,268万4,000円、共同事業交付金を5,354万8,000円減額するものでございます。

歳出の主なものといたしましては、一般被保険者療養給付費を1,838万9,000円、退職被保険者等療養給付費を1,000万円、高額療養費を390万5,000円増額し、共同事業拠出金を4,592万6,000円減額するものでございます。

議案第11号 平成28年度玉村町介護保険特別会計補正予算(第3号)について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護保険特別会計の予算の総額に歳入歳出それぞれ460万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億2,085万2,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきましては、介護保険料滞納繰越分の徴収による443万7,000円と、同じく延滞金の徴収16万4,000円です。

歳出につきましては、歳入の増額に伴い、介護サービスの給付費に同額を充てたものとなっております。

議案第12号 平成28年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計の予算から歳入歳出それぞれ330万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1,453万1,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきましては、介護予防ケアマネジメント費収入を減額するものでございます。

また、歳出につきましては、一般経費及び介護予防サービス事業費、介護予防ケアマネジメント事業費を執行状況の見込みにより減額するものでございます。

議案第13号 平成28年度玉村町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,302万円を減額し、総額を14億758万1,000円とさせていただくものでございます。

主な補正理由ですが、受益者負担金及び国県補助金が増額見込みとなったこと、事業確定による建設費の減額及びこれらに伴う起債予定額の減額でございます。

次に、予算科目ごとの増減額についてご説明します。歳入については、下水道事業受益者負担金を278万円、国庫補助金を410万円、県補助金を750万円、それぞれ増額するとともに、一般会計繰入金を850万円、下水道事業債を1億3,890万円、それぞれ減額するものでございます。

一方、歳出については、公共下水道維持管理費を854万6,000円、特定環境保全公共下水道維持管理費を1,165万4,000円、公共下水道建設費を1,300万円、特定環境保全公共下水道建設費を9,450万円、元利償還金を532万円、それぞれ減額するものでございます。

最後に、繰越明許費ですが、「下新田地区幹線整備事業」ほか7事業の総額1億8,306万7,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

以上、5議案について、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で5議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第14、議案第9号 平成28年度玉村町一般会計補正予算（第4号）、これより本案に対する質疑を求めます。

3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 5ページの繰越明許の関係で、ちょっと1つだけ。土木費の都市計画費のところでは文化センターの事業が繰越明許ということで、完了しなかったということなのですが、これは今後の予定ですかね、いつごろ完了していくのか。また、これは1期分だと思うのですが、2期分については、いつごろから始まるのかだけ、ちょっと教えてください。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 齊藤治正君発言〕

◇都市建設課長（齊藤治正君） 文化センター周辺まちづくり事業の繰り越しの関係でございまして、総額で6,861万3,000円ということで、提案のほうをさせていただいております。内容につきましては、造成が2,280万円、水道のほうは1期、2期でそれぞれ1,717万円、もう一つ1,500万円、約2つで3,260万円程度です。それと、道路のほうで1,324万円ということで、トータル6,861万3,000円ということでございまして、工期の関係でございまして、基本的にはちょっと調整とか、そちらのほうの関係でございまして、5月、6月なり、そのあたりで調整をしていきたいと、そのような予定で考えております。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） 72ページの玉村ゴルフ場の業務委託料、これは減額になっておりますけれども、20年に1回の見直しで、町で委託するということですが、もう少し詳しい説明をお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） ゴルフ場の業務委託料につきましては、20年に1度契約するということで、契約者が250件ぐらいあったのかと思うのですが、その方々の賃貸借権の設定登記ということで、登記をするということになっておりまして、その登記するのに登記料の委託料が1件

2万円ぐらいかなという想定で、250件掛ける2万円で500万円を想定しておりました。全額県がお金を持ってくれる、歳入のほうにもありますので、くれるものですから、できるだけ職員が直接やるのではなくて、委託してお願いできればなというふうには思っていたのですが、最終的には町の職員でも簡単にできるということになりましたので、実際にはそういった手続を済ませましたので、必要でなくなったということでございます。よろしくお願いたします。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） 47ページの提案事業補助金ということで、60万円の減額になっているのですが、これは1件分だけということですか。何件ぐらい提案があつて、それで1件が採用されたのか、その辺をちょっとお尋ねしたいです。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） ご指摘のとおり、通常当初では3事業、上限30万円で3事業で90万円で計上しておりましたが、実際には平成28年度については応募が1事業ということと、上限の30万円ということで、差額の60万円を減額しました。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） では、提案がちょっと寂しかったということですね。では、採用された提案というのはどのような事業ですか。

◇議長（高橋茂樹君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 山口隆之君発言〕

◇経営企画課長（山口隆之君） 防災関係にちょっと絡む、防災というか、災害関係に絡むのですが、町内の絵手紙教室の皆さんが、女川町のほうへ出向きまして、そちらで交流を行い、それを持ち帰って、東日本大震災から数年たっておるわけですが、そういった災害等のものを、町でもぜひ風化させないようにという意図もありまして、向こうで交流した内容、そういったものを持ち帰って、町のほうで1度、もう既に発表は行ったのですが、4月16日の日曜日に、また再度その事業成果について事業報告を行う予定であります。

◇議長（高橋茂樹君） 13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） 52ページの、これは臨時福祉給付金事業及び年金生活者等支援臨時福祉給付金事業、これがまた756万円という大きな減額になっているのだけれども、申し込みがなかったということですか。その資格があるにもかかわらず申し込みがなかったということだとすると、申

し込みしやすいような対応をとれなかったのかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたい。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） これにつきましては、当初400人を見込ませていただきました。この400人というのが、最初の見込みとして出したのですが、遺族年金と障害年金の受給者数を抽出させてもらったわけなのですけれども、それを精査する中で、非該当となるのが、高齢者向けの給付金を受けた者とか、遺族厚生年金というのがあるのです。その受給者については非該当だということで、その方を除きますと、結局大分少なくなりまして、結果的には148人という、そういう結果になったということでございます。よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 53ページの敬老祝金支給事業が80万円減額になっているのですよね。さっきお金が足りないから減らすという流れの中で、80万円余っていると。支給する人数が少なかった、想定よりということではないかなと思うのですけれども、一方、ことしの当初予算では342万円計上しているのですけれども、これは全体の流れとして敬老祝金支給事業の当初予算は幾らだったのでしょうか。その辺の実情とあわせて説明いただきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔「休憩」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。

午後0時11分休憩

---

午後0時12分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

---

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 申しわけございません。当初予算462万8,000円でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 80万円残って、さっきは予算が足りないと、ちょっとちぐはぐな感じがしたので聞いているのですけれども、462万円予算があって80万円残ったと、こういう予算に

なったわけですね。今年度予算は、これから審議するのですけれども、342万3,000円を見込んでいるのです。だから、120万円ぐらい少なくなっているから、あれですけれども、その辺ちょっとちぐはぐなような感じがするのですけれども、どうでしょうかね。しょうがないか。

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。

午後0時14分休憩

---

午後0時14分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

---

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 月田昌秀君発言〕

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 実績を申し上げますと、90歳が102名で、100歳が3名、101歳が11名ということなのですけれども、高齢ですから、いろいろ変動がございますので、そういうことで……

◇議長（高橋茂樹君） きちっと答弁してください。

◇健康福祉課長（月田昌秀君） 90歳が102名、100歳が3名、101歳以上が11名、そういう実績なのですが、その残ということで、よろしく願いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） わかりました。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

1番月田均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） 67ページ、無人ヘリコプター病害虫防除事業100万円、これはヘリコプターを使わなかったということだとは思いますが、関係者から迷惑しているという話も聞くのです。その関係者には、どういった話をして理解してもらったかということをお聞きします。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 防除協議会という組織をつくってありまして、そういった農業の関係者から成る防除協議会という組織の中で検討させていただいて、防除協議会主導によります、ヘリコプターによります空中散布というのは、環境的な問題ですとか、いろいろな条件の中で、今後はやっていくのが難しいだろうという結論に至ったものでございます。その関係者というのは、農家のことを言っているのか、住民のことを言っているのか、よく今聞き取れなかったのですけれども、済み

ません。

◇議長（高橋茂樹君） 1番月田均議員。

〔1番 月田 均君発言〕

◇1番（月田 均君） 農家の方から消毒ができなくて困っていると。困るのだという話はしたのだけれども、いや、要らねえんだということで、やめたいということで、押し切られたとか、そのままいってしまったとかという話を聞いたので、その辺の経緯をもう少し聞きたいなと思ったのですけれども。

◇議長（高橋茂樹君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 確かに実際に農業サイドの人で、直接散布にもかかわっていた人たちからしますと、そういった議論の中で、継続すべきだという話は当然出ておりましたけれども、協議会全体の最終結論といたしまして、今後は実施していくのが難しいであろうということで、結論に至ったものでございます。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第10号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第11号 平成28年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第3号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第12号 平成28年度玉村町介護予防サービス事業特別会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第13号 平成28年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇議長（高橋茂樹君） 休憩します。再開を1時30分にします。

午後0時21分休憩

午後1時30分再開

◇議長（高橋茂樹君） 再開します。

◇

- 日程第 19 議案第 14 号 平成 29 年度玉村町一般会計予算
- 日程第 20 議案第 15 号 平成 29 年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 21 議案第 16 号 平成 29 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 22 議案第 17 号 平成 29 年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第 23 議案第 18 号 平成 29 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 19 号 平成 29 年度玉村町下水道事業特別会計予算
- 日程第 25 議案第 20 号 平成 29 年度玉村町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 26 議案第 21 号 平成 29 年度玉村町水道事業会計予算

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 19、議案第 14 号 平成 29 年度玉村町一般会計予算から日程第 26、議案第 21 号 平成 29 年度玉村町水道事業会計予算までの 8 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 19、議案第 14 号から日程第 26、議案第 21 号までの 8 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第 14 号 平成 29 年度玉村町一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成 29 年度一般会計予算につきましては、先ほどの施政方針の中で述べさせていただきました。また、参考資料の中でも詳しく説明してありますので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、予算の概要についてご説明申し上げます。平成 29 年度玉村町の一般会計予算は、2 年目を迎える「第 5 次総合計画後期基本計画」「玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に推進し、限られた財源で町の活力を高めるため、重点分野に沿ってメリ張りのある編成を行いました。

特に人口減少・少子高齢化が進行する中で、県央地域の中心に位置する恵まれた立地条件を生かして、町の魅力を積極的に発信するなど、定住促進や交流人口の増加に向けた施策を重点に取り組むとともに、子供、高齢者、障害者や子育て世代を初め全ての町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、重点分野に沿った編成を行いました。

一般会計予算の総額は 108 億 9,100 万円となり、前年度に比べ 2.4% の減少となりました。

歳出の主な事業としては、「玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略」による町の発展と人口減少対策への取り組みとして、地域おこし協力隊による道の駅玉村宿を拠点とした情報発信活動や移住・定住を促進する「生涯活躍のまち」の構想及び事業計画策定に総額 1,843 万円を計上しました。

次に、道の駅玉村宿では、町の情報発信や地域振興の拠点として、県内外から積極的に誘客を図るため、特色のある商品開発やイベントを企画し、地域産業の活性化を推進します。管理運営経費として8,171万2,000円を計上しました。また、東京都銀座の「ぐんまちゃん家」を活用し、東京圏を対象に町の魅力を発信する情報発信推進事業として397万4,000円を計上しました。

防災防犯対策として、地震や風水害による自然災害へ備えるため、総合防災マップを作成する経費として251万7,000円を計上し、また各小学校と県立女子大学の周辺に防犯カメラを設置する工事費として849万1,000円を計上しました。

高齢者支援では、高齢者等の交通手段を確保するため、タクシー料金の一部を補助する経費として720万円を計上し、子育て支援では子育て世代を支援するため、小中学生給食費の一部免除を行います。また、障害者支援では、障害者福祉センターたんぼぼの建てかえに伴う補助金として5,000万円を計上しました。

次に、道路網整備では、東毛広域幹線道路のアクセス道整備として町道220号線や橋梁長寿命化、既存町道の改良などを含めた道路の整備費として総額3億9,315万5,000円を計上したほか、都市計画道路与六分前橋線の未整備区間となる利根川へ架橋を促進するための調査経費として452万4,000円を計上しました。

歳出の目的別内訳については、議会費、総務費、民生費、農林水産業費、公債費が増加し、その他の科目については減少となりました。また、性質別内訳については、補助費等、公債費、繰出金が増加し、維持補修費、積立金、普通建設事業費は減少しました。義務的経費は前年度対比0.9ポイント減少し、41.6%となりました。一方、投資的経費は前年度対比29.7ポイント減少し、9.5%となりました。

次に、歳入です。個人町民税は個人所得のわずかな増加により1.5%増加し、固定資産税についても新築家屋の増加などにより1.8%増加しましたが、法人町民税では昨年の円高傾向による企業収益の落ち込みを反映して19.4%減少し、町税全体では前年度とほぼ同額の44億5,049万1,000円を見込みました。

地方交付税については、推計の結果、前年度同額の12億4,000万円を見込みました。

国庫支出金については、臨時福祉給付金事業の終了などにより3.5%減の10億7,098万9,000円を見込みました。

財産収入では、土地区画整理事業による保留地の処分により45.8%増の2億5,606万7,000円を見込みました。

基金繰入金では、財政調整基金から6億7,000万円、地域福祉基金から5,000万円、協働によるまちづくり基金から92万円、ふるさとまつりや花火大会等に充当するため、ふるさと創生基金から2,650万円を取り崩して財源確保を図りました。

町債については、交付税の一部振りかえによる臨時財政対策債を5億1,450万円、町道220号

線に8,380万円、橋梁長寿命化に1,050万円、消防ポンプ自動車の購入に2,280万円を予定し、町債全体では前年度対比6.0%減の6億3,700万円を見込みました。

歳入の性質別内訳については、財政調整基金、都市計画事業基金の繰入金が増加したことにより、自主財源比率は前年度対比4.2ポイント下降し、57.8%となりました。依存財源では国庫支出金、県支出金及び町債が増加したものの、地方消費税交付金が増加したことにより前年度対比0.2ポイント上昇し、42.2%となりました。

以上が、平成29年度一般会計予算の概要でございますが、未来への積極的な投資を行い、行政サービスの向上と持続可能な行財政運営を目指していく所存でありますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議案第15号 平成29年度玉村町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,769万6,000円とさせていただいております。前年度当初予算と比較しますと0.5%の増となっております。

増額になる主な要因として、一般被保険者、退職被保険者ともに高額療養費の増加が挙げられます。また、高額な医療費の発生による国保財政への急激な影響の緩和を図るために県内市町村が共同で行っている高額医療費共同事業について、高価な薬剤等の影響により拠出金が増加していることも要因の一つとなっております。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税が9億822万5,000円、国庫支出金が8億3,641万4,000円、療養給付費等交付金が1億2,632万円、前期高齢者交付金が9億8,245万3,000円、県支出金が2億3,591万9,000円、共同事業交付金が9億4,658万5,000円、一般会計繰入金が2億4,675万円であります。

歳出の主なものとしましては、保険給付費が25億4,042万6,000円、後期高齢者支援金等が4億8,912万円、介護納付金が1億9,254万5,000円、共同事業拠出金が9億7,840万6,000円、保健事業費が4,405万円であります。

被保険者数は減少傾向にありますが、1人当たりの医療費単価は年々増加傾向であるため、引き続き医療費抑制の取り組みを行ってまいります。医療費増加の要因の一つとして生活習慣病が挙げられますが、今年度、特定健診の結果やレセプトデータの分析結果をもとに保健事業を行うための事業計画であるデータヘルス計画を作成する予定でございますので、今後はデータヘルス計画に基づき効率的、効果的な保健事業を進めることで、生活習慣病の予防などに役立て、医療費の抑制につなげたいと考えています。

また、平成30年度から都道府県が財政責任の主体として事業運営の中心的な役割を担う国民健康保険の広域化が実施されることに伴い、システム改修など、さまざまな作業が必要となりますが、滞りなく事務が行えるよう準備を進めてまいります。

今後も医療費の適正化を図るとともに、収納対策に力を入れ、国保特別会計の健全運営に努めてま

います。

議案第16号 平成29年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。本案については、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,217万3,000円とさせていただきます。

予算の内容については、前年度当初予算に対し1.0%の増加であります。これは制度加入者の増加により、後期高齢者医療保険料と基盤安定繰入金の歳入が増加したためであります。

歳入の主なものとしては、後期高齢者医療保険料で1億8,655万8,000円、保険料軽減分の保険基盤安定繰入金5,712万6,000円、受託事業収入1,221万8,000円であります。

歳出の主なものとしては、広域連合納付金2億4,368万5,000円、健康診査等事業費1,297万6,000円であります。保険料と基盤安定繰入金は、そのまま群馬県後期高齢者医療広域連合へ納付いたします。群馬県後期高齢者医療広域連合が保険者であります。市町村においても保険料の徴収や窓口業務の事務がありますので、広域連合と連携をとりながら円滑な運営に努めてまいります。

議案第17号 平成29年度玉村町介護保険特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護保険特別会計の予算を歳入歳出それぞれ22億5,932万7,000円と定めるものでございます。

平成12年の制度開始以来、高齢者の増加と、また介護を必要とするご本人や家族からの介護ニーズの多様化など、さまざまな要因を含み、介護サービスの給付額は増加傾向にありますが、前年対比1.43%減額のほぼ横並びとなりました。

まず、歳入につきまして主なものを申し上げます。第1号被保険者保険料6億4,387万5,000円、国庫支出金4億1,999万3,000円、支払基金交付金5億8,060万4,000円、県支出金3億598万4,000円、繰入金3億885万2,000円でございます。

続きまして、歳出です。総務費3,590万4,000円、前年対比6.81%増であります。介護サービス等諸費20億8,366万5,000円、前年対比3.62%減です。地域支援事業費1億913万3,000円、前年対比65.74%の増加です。

また、財政安定化基金からの借入金、最後の返還となります2,981万6,000円。以上が主なものとなっております。

平成29年度につきましては、第7期の玉村町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定年となりますので、総務費の伸びには計画の策定支援業務委託料530万2,000円などが加わっております。

介護サービス等諸費の減少は、主に介護認定を受けた方の数に伸びがなかったことによるものです。また、地域支援事業費の伸びにつきましては、2カ所が新設される地域包括支援センターの運営委

託料が主なもので、地域支援を充実させるためのものです。

今後も、介護保険制度の健全運営と健康づくり・居場所づくり事業等を通じ、介護予防の重要性を認識し、介護給付費の増加をできる限り抑え、みんなで支え合える「地域包括ケア」の構築に努めてまいりたいと考えております。

議案第18号 平成29年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。本案につきましては、介護予防サービス事業特別会計の予算を歳入歳出それぞれ457万2,000円と定めるものでございます。

まず、歳入につきまして主なものを申し上げますと、要支援1、2と認定された方及び総合事業対象者に対してケアプラン等を作成する介護予防ケアマネジメント費収入357万円、一般会計繰入金等100万2,000円でございます。

続きまして、歳出についてでございますが、主なものといたしまして、介護支援専門員等の雇い上げ費用、システム機器使用料など総務管理費として253万1,000円、予防給付プラン等作成委託料であります介護予防ケアマネジメント事業費が194万円でございます。

議案第19号 平成29年度玉村町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,500万円とさせていただくもので、雨水対策事業の整備予定箇所が完成したことから、前年度当初予算に対し7.9%減となりました。

当町の下水道事業は、群馬県利根川上流流域下水道（県央処理区）の整備計画に基づき実施しているところですが、今年度は平成32年度までの5カ年計画の2年目に当たります。拡大した認可区域において、文化センター周辺を含む約280ヘクタールある未整備区域を進捗させてまいります。

主な建設事業として、樋越地区、下新田地区、福島地区、板井地区、川井地区、飯倉地区、五料地区、下之宮地区、箱石地区及び南玉地区の汚水管渠築造工事を実施するとともに、上樋越地区及び箱石地区の実施設計を行います。

公共下水道の整備は、町民生活の環境改善と河川の水質保全のための重要施策であります。

当町は、町全域が下水道整備の計画区域でありますので、積極的に整備を進め、普及率の向上を目指すとともに、下水道使用料金の適正化や徹底した経費節減など、引き続き経営の健全化に努めてまいります。

議案第20号 平成29年度玉村町宅地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,937万8,000円とさせていただくものであります。

予算の内容としては、平成26年度に借入れを行った地方債の利子を支払うための予算と平成29年度末に第1期分譲地の引き渡しに伴う清算金が納入されますので、地方債を償還するための予算でございます。

歳入としては、一般会計の繰入金と第1期分譲地の売払収入となり、歳出では地方債の利子償還金と元金の償還金であり、償還後の残金については、一般会計へ繰出金となります。

なお、平成30年、31年度には、速やかに土地の引き渡しができるよう進めてまいります。

議案第21号 平成29年度玉村町水道事業会計予算についてご説明申し上げます。まず、平成29年度水道業務の予定量でございますが、給水件数を1万6,800件、年間総配水量を518万7,000立方メートルとし、当初予算を編成いたしました。

初めに、第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。水道事業収益で5億9,693万9,000円を予定しました。その主なものは、給水収益等の営業収益が5億6,707万9,000円、営業外収益が2,985万9,000円でございます。

続いて、水道事業費用ですが、5億6,293万2,000円を予定いたしました。その主なものは、営業費用が5億1,369万円、借入金利子等の営業外費用が4,364万2,000円でございます。

次に、第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。資本的収入につきましては2億1,000万1,000円を予定いたしました。その主なものは、企業債が2億1,000万円でございます。

続いて、資本的支出は5億5,786万4,000円を予定いたしました。その主なものは、建設改良費の2億3,792万8,000円と企業債償還金の1億1,718万2,000円でございます。建設改良費の内訳は、管網整備工事費の2億2,000万円と設計委託料の1,792万8,000円でございます。

なお、資本的収支において不足する1億4,640万5,000円は、損益勘定留保資金、消費税資本的収支調整額で補填する予定であります。

第5条では、企業債の限度額を2億1,000万円と定め、第6条では一時借入金の限度額を5,000万円と定め、第7条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を3,610万円、交際費を1万円と定め、第8条ではたな卸資産購入限度額を296万2,000円と定めるものでございます。

引き続き経費の節減と効率的な業務による健全な経営を図るとともに、安全で安定した水の供給が将来に向けて持続できるよう努めてまいります。

以上、8議案につきまして、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより総括質疑を行います。

各予算に対する総括質疑は、玉村町議会運営に関する基準により、款項の範囲で行うようお願いいたします。

最初に、日程第19、議案第14号 平成29年度玉村町一般会計予算に対する総括質疑を求めま

す。

7番川端宏和議員。

〔7番 川端宏和君発言〕

◇7番（川端宏和君） 町長にお伺いいたします。

町長は、予算編成におきましては、2年目ということで、1年目に関しては、できた予算にのっかった感はあるわけですが、2年目に関しては、町長の思い入れが多分入っているのだろう、そのように思うわけですが、めり張りのある編成を行ったということでございますので、意気込みのほどお伺いいたします。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 2年目ということで、私が町長になりまして、どのようなことに重点的に施策をしていくかということが、一般の町民の方にもわかるような予算を組みたいというようなつもりで当たりました。1つは、やはり人口減、あるいは子育て支援というような形で、玉村町の人口をふやすような施策に力を入れていきたいというようなことで、先ほどお話しいたしました、まだ満足はしていませんが、給食費の一部負担、それから少子の子供たちに対する、いろいろな学校の時間外の援助等でありまして、また英語教育等の、あるいはICT等を使った教育内容というようなことも考えております。そのほか、未来への方向性を示すために利根川架橋、あるいは東京圏の人たちが移住できるような施策を一つ一つ細かく取り上げたというようなことであります。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） 町長に質問いたします。

当初予算の概要ということで、ちょっと読んでいたのですが、本町の財政状況は、固定費の圧縮が課題となっておりますということで、課題となっておりますが、どうなったのでしょうか。圧縮ができなかったということでしょうか。一生懸命やったけれども、圧縮するものがなかったということなのか、そこら辺をお伺いします。

あと、未来への積極的な投資を行いということで、積極的な投資を行った割には固定費の圧縮ができてないのに一般会計予算は前年度より低いという、ちょっと矛盾したような、それで投資的経費が9.5%低くなっていると。何となく予算の編成と言っていることがちょっと矛盾しているような感じがするのですが、町長としては、財政再建ということで、公約を掲げているわけでありまして、財政再建に向けて、この予算はどのような感じで仕上げたのでしょうか、お答えください。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 固定費の圧縮というようなことで、お話しいたしましたけれども、固定費も、先ほどのいろいろなご質疑にもありましたように、できるだけ経費を切り詰めるようにということでもありますけれども、なかなか極端にやるというのは限度がありますし、補助金の見直し等の実施もやっておるわけでもありますけれども、電気代とか、いろいろな面で工夫はしておるわけでもあります。しかしながら、歳入のほうが、やはり今の段階では限られておるということで、なかなか全体的な自由な予算がとれなかったというのが実情であります。やはり収入が伸びるためには、数年にわたるいろいろな投資が必要になってくるわけでありまして、極端に1年や2年やっても、それだけの収入は上がってこないというふうに実感しておりますので、今後いろいろな面で、将来にわたる収入源となるような施策を今のうちから計画的にやっていきたいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） 将来にわたる投資ということで、一遍には効果は出ないでしょうけれども、文化センターのところも、そういうことに当たるのでしょうか、今年度としては、町長としては、将来に向けての投資というのは、どんなような事業をしたらば、将来収入が上がってくるようになるような事業を組んでおりますか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 一番大きなものは、やはり東西の道路整備は、ほぼ玉村町はできておるのではないかと思うのですけれども、南北の道路網の整備というような意味で、この220号線並びに利根川への架橋というようなことが、玉村町の発展のためには、ぜひ必要であろうというようなことで、その一つとしまして、やはり玉村町としても、きちっとした態度を示すということで、調査費をつけたわけであります。そのような将来にわたって、この玉村町の交通網の整備や土地の利用というような面から、一つ一つ施策をしていきたいというつもりでおります。

◇議長（高橋茂樹君） 10番三友美恵子議員。

〔10番 三友美恵子君発言〕

◇10番（三友美恵子君） 最後になりますが、橋が将来に向けての玉村町の投資ということになると思うのですが、橋が通ったことによる費用対効果とか、これから橋を通したことによって、どのような町になっていきたいのかとか、何を誘致していくのか、橋ができたことによってどういうふうになっていくのかという将来的な構想は町長の中にありますか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 玉村町の将来にわたるビジョンというか、そういうようなものが問われているのだと思うのですけれども、やはり私自身は交通の便がいいとか、あるいは生活しやすいよう

なまちづくり、あるいは教育がきちっと整っているというような町をつくることによって地域以外の方たちが玉村町に目を向けて移り住んでくるというようなビジョンがありますので、やはり玉村町の持っている自然のよさ、あるいは環境のよさと交通の便というものをうまく利用したまちづくりをしていきたいと。そのためには、やはり交通網のもう一段の整備と、それから今、玉村町が持っている有形無形の資源というものを、うまく今後とも伸ばしていくことによって町の生活を、利便性を伴うとともに、これからの定住を促していきたいというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） 今話を聞いておりましたら、なかなか玉村町の歳入がふえない中で、固定費を抑える、圧縮するということで、予算を組んだということで、積極的な投資をしていくというような当初予算ではないように私は見受けられます。

その中で、町長がことし2年目になっていくわけでありましてけれども、町長が4年間で取り組もうとしている姿勢と、そしてやる方向性ですね、そういう中で今回の2年目の予算づけは、町長の中としては、自分の完成型を100として見たときに、どれほどの予算を組んでやっていこうとするものが、今年度の予算の中に位置づけられているのでしょうか、何%ほどのものが組まれているか、教えてください。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） なかなか厳しいといいますが、わからないご質問でありますので、感じとして言う以外ないのですけれども、やはり私としては、自分の期待する、あるいはまちづくりの予算から見ますと、20%ぐらいかなというふうに思っております。

◇議長（高橋茂樹君） 6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君発言〕

◇6番（備前島久仁子君） 20%というと、非常に消極的な取り組みと予算かなというふうには思うのですよね。4年間を通して、自分はこういうことをやりたいという町長の姿勢が、しっかりとここにあらわれた予算づけであることを町民の人は願っていると思うのですけれども、20%というと、ごくごく消極的ではないかなというふうに思うのです。ということは、今年度はこの予算をつけたけれども、あと2年間で残りの80%を達成していくような意欲と積極性を持って計画していくということによろしいのでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 特に考えたことはありませんけれども、今の現状でできるだけ私の公約した

り、あるいは希望とするようなものに近づける予算を考えたということでありまして、1年間で何%、2年間で何%というように簡単にはいかないのではないかなと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第20、議案第15号 平成29年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第21、議案第16号 平成29年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第22、議案第17号 平成29年度玉村町介護保険特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第23、議案第18号 平成29年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第24、議案第19号 平成29年度玉村町下水道事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第25、議案第20号 平成29年度玉村町宅地造成事業特別会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

次に、日程第26、議案第21号 平成29年度玉村町水道事業会計予算に対する総括質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で本案に対する総括質疑を終了いたします。

これをもちまして、平成29年度玉村町一般会計予算ほか7会計予算に対する総括質疑を全て終了いたします。



## ○予算特別委員会の設置・選任の件

◇議長（高橋茂樹君） お諮りいたします。

日程第19、議案第14号 平成29年度玉村町一般会計予算から日程第26、議案第21号 平成29年度玉村町水道事業会計予算までの8議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第19、議案第14号から日程第26、議案第21号までの8議案については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、玉村町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議員全員を指名したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、議員全員を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。



## ○日程第27 議案第22号 町道路線の認定について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第27、議案第22号 町道路線の認定について、これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第22号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成28年度道路台帳補正における認定に係るものでございます。

主な内容は、分譲住宅地の開発行為により整備した道路の所有権を玉村町に帰属した道路や、寄附をいただいた私道を路線認定するものでございます。今回の認定路線数は6路線、延長207メートルとなっております。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○散 会

◇議長（高橋茂樹君） 議事の都合により、3月4日から3月8日までの5日間は休会といたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、3月9日は午前9時までに議場へご参集願います。

ご苦労さまでした。

午後2時18分散会